

四季彩のまち Kami furano ふれあい大地の創造

かみふらの

こうほう

10

2006 NO.569



【上富良野町】 ～芸術の秋です～

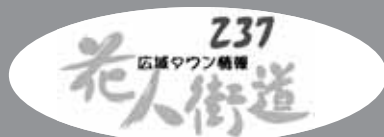
「第43回上富良野町総合文化祭」

「生きる力、喜び」は文化から。地域の文化の香りに触れてみませんか？菊花盆栽、児童生徒や一般の作品の展示をはじめ、音楽発表会、芸能発表会などいろいろな催しが総合文化祭で行われますので、ぜひ多くの皆さんのご来場をお待ちしています。

◇と き 11月3日(金)～5日(日)

◇ところ 上富良野町社会教育総合センター

問合せ 上富良野町教育委員会 ☎5511



【占冠村】 美味しくてとってもヘルシー 占冠村の山菜をお土産に

豊かな自然が広大に広がる占冠村。その面積の94%が山林です。大小の河川も数多く、きれいな水と空気、そして手つかずの自然環境がたくさん種類の山菜を育みました。これからの食卓に欠かせない、占冠村の山菜をどうぞご賞味ください。

問合せ 占冠村山村産業振興公社 ☎2832

【南富良野町】

十梨別溪谷の紅葉を見にきませんか

ナナカマダが赤く色づき、緑とのコントラストが美しい十梨別溪谷で大自然を満喫してみませんか。溪谷を横断する橋の上からの眺めがおすすめの絶景ポイント！さわやかな秋のドライブにぜひお立ち寄りください。国道237号金山市街に案内看板あります。

問合せ 南富良野町産業課商工観光係 ☎2178

【中富良野町】 ～富良野沿線～

親子スーパードッジボール大会

スポーツを通して親子の交流を図りませんか？闘志あるチームを大募集！

◇と き 11月23日(木)

◇ところ 中富良野町総合スポーツセンター

◇チーム 小学生の部・中学生の部・親の部
(1チーム:監督1人、選手7人、補欠3人、編成は男女を問いません)

問合せ 中富良野町公民館 ☎2204

【富良野市】

ゴスペルワークショップ・イン・ふらの

世界的に活躍する大山小夜子さんなどを迎え、2日間、ワークショップを開催します。歌と音楽が好きな方であれば、どなたでも参加できます。

◇と き 10月27日(金) 18時30分～21時
28日(土) 11時～17時

◇ところ 富良野演劇工場

◇参加料 大人 3,000円、小中学生 2,000円ほか
※2日間の料金です

問合せ 富良野演劇工場 ☎0333

上富良野町広報誌 2006年10月号目次

CONTENTS

3 平成17年度決算の概要 かみふらのの家計状況

8 上富良野町の将来のめざす姿 寄せられた町民の意見 自立5割(市町村連携・広域連合) 合併3割

10 上富良野町職員給与・職員数のあらまし

12 平成19年4月1日から 町税等の滞納者に対し 「行政サービスの制限及び氏名公表等の制限措置」 が実施されます

14 水は限りある貴重な資源です 大切に使い節水にご協力を

15 カメラ見てあるき

16 Post町民の声 簡単レシピ③④

17 家庭教育シリーズ【236】 江幌小学校長 人めぐり逢 ふあみりーパズル

18 かみんどっとcom通信

20 お知らせ

24 防災一口メモ⑤⑨

25 わが家のアイドル かみふっこギャラリー わかば愛育園

※裏表紙からはじまります

生涯学習だより まなびの輪
～親はなれ ぼくらで暮らした 4日間～
生涯学習情報 参加レンダー
図書館ふれんど通信

裏
表
紙
②
③

表紙

今月号の

2006.9.29

はさ
「稲かき」

東中中学校
稲作体験
べべるいプロジェクト



平成17年度 決算の概要 かみふらのの家計状況

平成17年度の
まちの各会計の決算が
まとまりましたのでお知らせします。
この決算内容は
監査委員の審査を終えて、
町議会で審議されています。

■ 平成17年度上富良野町各会計決算 ■ (単位：万円)

会 計 名	歳 入	歳 出	差引額
一般会計	76億6,638万円	74億9,270万円	1億7,368万円
特別会計			
国民健康保険特別会計	12億7,313万円	12億1,810万円	5,503万円
老人保健特別会計	12億8,136万円	13億2,045万円	(注1) ▲3,909万円
公共下水道事業特別会計	3億5,946万円	3億5,681万円	265万円
簡易水道事業特別会計	6,752万円	6,486万円	266万円
介護保険特別会計	6億3,763万円	6億1,518万円	2,245万円
ラベンダーハイツ事業特別会計	3億1,263万円	2億9,096万円	2,167万円
特別会計合計	39億3,173万円	38億6,636万円	6,537万円
企業会計			
病院事業会計	8億3,969万円	9億1,893万円	▲7,924万円
水道事業会計	1億8,057万円	2億2,394万円	(注2) ▲4,337万円
企業会計合計	10億2,027万円	11億4,286万円	▲1億2,260万円
総 合 計	126億1,838万円	125億 192万円	1億1,646万円

(※表中の数字は、1万円未満を四捨五入していますので、端数整理により合計額が異なる場合があります。)

注1…赤字額については、18年度予算を一部繰上げ充用し処理済

注2…4条予算赤字額については、過年度分損益勘定留保資金で補てん済

● 平成17年度一般会計決算状況 ● (単位：万円)

○歳入内訳

科目	決算額	前年比較	前年対比
町税	9億2,379万円	▲279万円	▲0.3%
繰入金	2億8,920万円	▲1億4,056万円	▲16.9%
諸収入	2億2,510万円	▲960万円	▲4.1%
使用料・手数料	1億2,828万円	614万円	5.0%
繰越金	9,819万円	▲1,990万円	▲4.1%
分担金・負担金	6,371万円	470万円	8.0%
寄付金	2,374万円	1万円	0.1%
財産収入	1,817万円	13万円	0.7%
小 計	17億7,018万円	▲1億6,188万円	▲8.4%
地方交付税	28億6,909万円	▲3,671万円	▲1.3%
国庫支出金	16億 587万円	3億8,986万円	32.1%
町債	4億6,428万円	▲7億6,737万円	▲62.3%
道支出金	4億2,179万円	4,473万円	11.9%
その他交付金等	3億1,955万円	▲9,769万円	▲3.0%
地方譲与税	2億1,563万円	2,049万円	10.5%
小 計	58億9,621万円	▲3億5,877万円	▲5.7%
合 計	76億6,638万円	▲5億2,065万円	▲6.4%

○歳出内訳

科目	決算額	うち給与費	前年比較	前年対比
議会費	1億 43万円	3,526万円	▲204万円	▲2.0%
総務費	7億 468万円	4億1,448万円	▲1億4,473万円	▲17.0%
民生費	8億8,705万円	1億6,177万円	▲5億8,472万円	▲39.7%
衛生費	10億9,030万円	1億2,536万円	1億 972万円	11.2%
労働費	71万円		▲10万円	▲12.0%
農林業費	10億2,491万円	1億1,330万円	7,735万円	8.2%
商工費	2億4,177万円	3,021万円	▲934万円	▲3.7%
土木費	13億9,651万円	1億2,661万円	5,589万円	4.2%
消防費	2億5,617万円		▲311万円	▲1.2%
教育費	5億9,567万円	1億8,030万円	7,608万円	14.6%
災害復旧費	788万円		667万円	554.8%
公債費	11億7,572万円		▲1億7,596万円	▲13.0%
諸支出金	1,090万円		▲188万円	▲14.7%
合 計	74億9,270万円	11億8,729万円	▲5億9,615万円	▲7.4%

(※決算額は、給与費を含んだ額です。)

まちの家計は「年々厳しく」なっています！

平成17年度一般会計決算概要
一般会計では、町に入ってきたお金「歳入決算額」は76億6千638万円、使ったお金「歳出決算額」は74億9千270万円です。差引額は1億7千368万円、このうち平成18年度へ繰り越した事業に充てる財源251万円を差し引くと、収支額は1億7千117万円の黒字となりました。町に入ってくるお金のうち76・9%が依存財源になっていますが、国が進めている財政構造改革などの影響により、地方交付税が減り、今後ますます厳しい財政運営が見込まれます。

住民1人あたりにすると

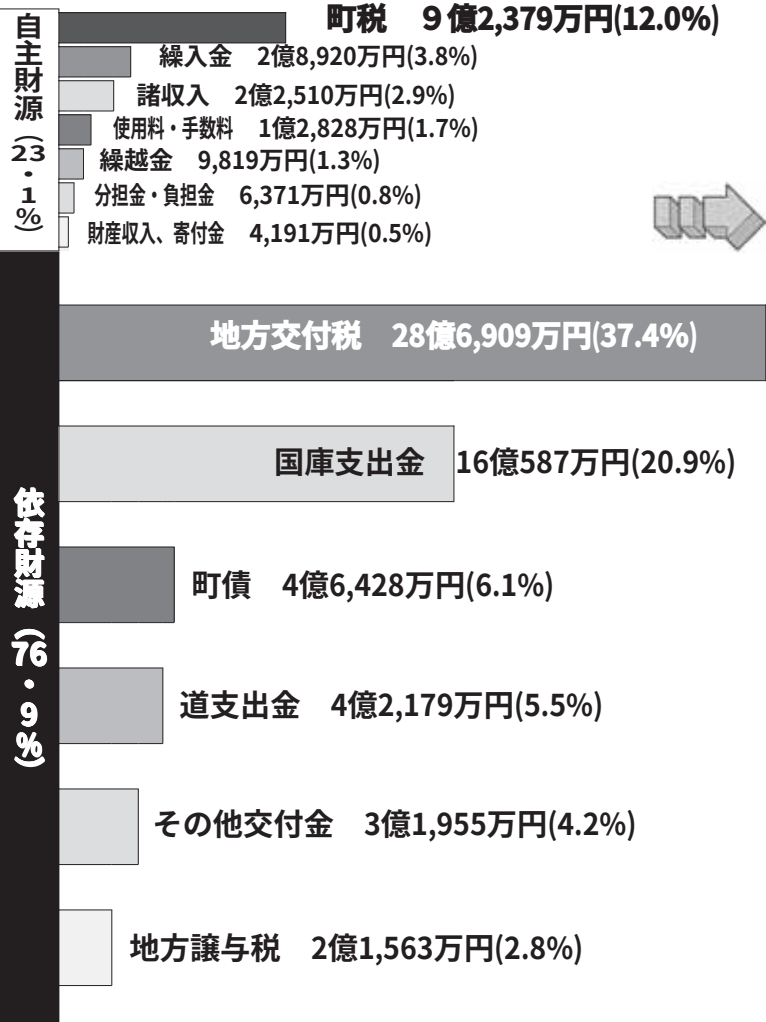
住民1人（1世帯）あたりでは、年間の収入は61万7千857円（143万3千236円）、支出は60万3千860円（140万766円）で、収支額は1万3千795円（3万2千円）の黒字となりました。貯金残額「基金」は、16万2千518円（37万6千991円）で、借金残額「未償還金」は、85万132円（19万2千41円）です。

前年度と比較すると

前年度の決算と比較しますと、保健福祉総合センターの整備が平成16年度で完了したことや減税補てん債の借り換えを終わったことが、歳入歳出にわたって決算額が減少した大きな要因となっています。一方で増えた要素として、平成15年度から実施している麦乾燥調製施設の事業費の増加や新規事業である図書館整備、給食センターボイラー改修などによる増加があげられます。歳出では5億9千615万円（7.4%）が減っていますが、行財政改革などにより人件費をはじめとして、ほとんどの科目で前年度を下回る決算となりました。また、歳入では5億2千65万円（6.4%）が減っていますが、特徴的なものとしては、国の三位一体改革の影響で地方交付税が3千671万円の減、保健福祉総合センター建設に伴う町債及び臨時財政対策債、減税補てん債などの減により町債は7億6千737万円の大幅な減額となりました。

残額は1億7,368万円でした。

歳入



基金残高

	基金の種類	金額
財政調整分	財政調整基金	5億2,269万円
	減債基金	5億4,369万円
特定目的分	公共施設整備基金	2億5,082万円
	農業振興基金	2,806万円
	十勝岳地区開発事業基金	5,941万円
	科学技術奨励賞基金	534万円
	国内外交流推進基金	9,590万円
	国営土地改良事業負担金基金	3億1,980万円
	子ほめ基金	582万円
	地域福祉基金	1億8,500万円
	一般会計合計	20億1,653万円
	国民健康保険財政調整基金	1億2,679万円
	介護保険事業基金	2,606万円
	ラベンダーハイツ施設整備基金	2,540万円
	北海道備荒資金組合基金	1億8,751万円

町債残高

区分	残高
一般会計	105億4,845万円
特別会計	
簡易水道事業	7億4,492万円
公共下水道事業	33億6,480万円
ラベンダーハイツ事業	6,134万円
企業会計	
病院事業	2億4,755万円
水道事業	9億5,764万円
合計	159億2,470万円

財産

土地	3,236,946.64㎡	宅地、山林、公園等
建物	106,041.20㎡	役場庁舎、学校、公営住宅等
車輛	79台	公用車等
有価証券	3,242万円	出資等

町税の内訳(住民1人(1世帯)あたりの額)				
税目	収入額	前年比較	構成比	住民1人あたり(1世帯あたり)
町民税	3億9,931万円	△1,467万円	43.2%	32,182円
固定資産税	4億763万円	1,701万円	44.1%	32,853円
たばこ税	9,112万円	△541万円	9.9%	7,343円
入湯税	1,007万円	△47万円	1.1%	811円
軽自動車税	1,566万円	74万円	1.7%	1,262円
合計	9億2,379万円	△279万円	100%	74,451円(172,703円)

平成17年度町に対し、団体・個人の皆様からいただきましたご寄付は、次のとおり活用させていただきました。

目的	件数	金額
福祉関係事業の推進に	12件	133万円
図書館用図書を購入に	3件	61万円
青少年育成などに	2件	4万円
公共施設整備基金の積立てに	2件	80万円
農業振興基金の積立てに	1件	50万円
子ほめ基金の積立てに	1件	500万円
町の一般財源に	5件	1,546万円
合計	26件	2,374万円

歳入の内容

町税	住民1人あたり 74,451円 町民の皆さんが、納めている税金です。内訳は上の表のとおりになっています。
繰入金	住民1人あたり 23,308円 町が財源調整のためや公共施設整備事業などその目的のために、積み立てている基金(貯金)からの取崩したお金です。
地方交付税	住民1人あたり 231,229円 自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての自治体が一定水準の行政レベルを維持できるよう、国税の一定割合が地方自治体に交付されます。
国庫支出金 道支出金	住民1人あたり 163,415円 国や北海道から特定の事業の経費に充てるために、交付される補助金や負担金のことです。 この中には、本町に自衛隊駐屯地や演習場があることによって交付される防衛庁関係補助金が含まれています。
町債	住民1人あたり 37,418円 施設の建設や土木工事など、多額の経費を必要とするときの国や金融機関からの借入金です。

防衛庁関係補助金【総額13億7,120万円】

- 陣害防止事業 7億2,604万円
河川改修、砂防工事等
- 民生安定施設整備事業 5億5,914万円
農業用施設設置事業等
- 防音事業・防音関連維持費 302万円
中央保育所防音機能復旧工事等
- 調整交付金事業 8,300万円
保健福祉総合センター整備
道路整備等、消防車両及び車庫、給食センターボイラー更新等

平成17年度決算の概要

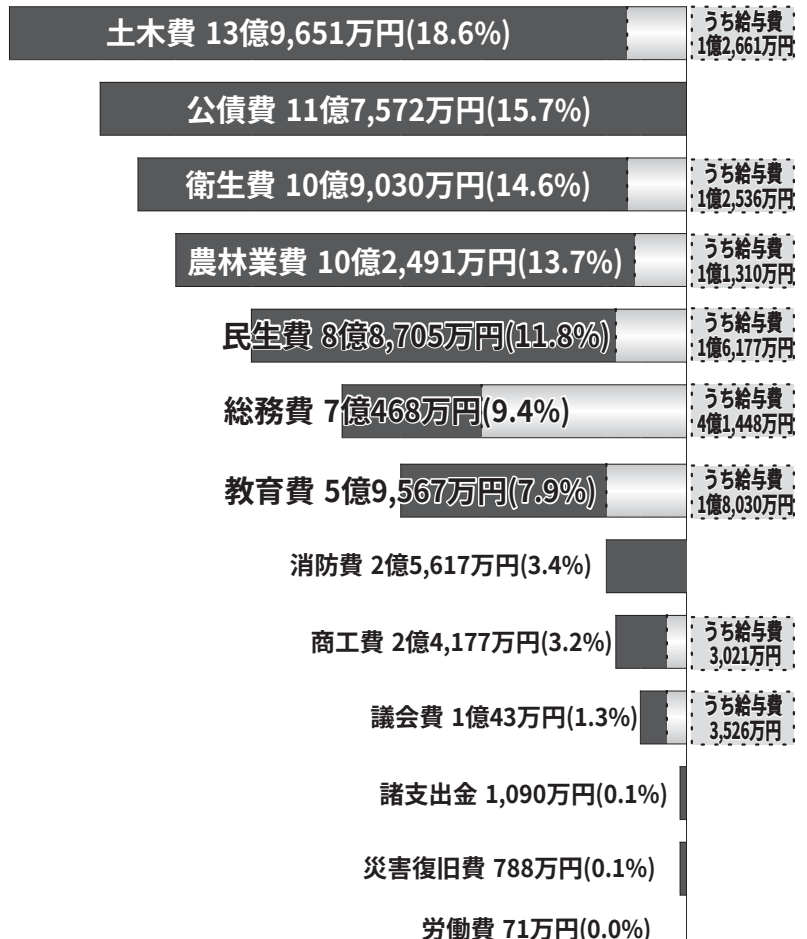
歳出の内容		
土木費	住民1人あたり 112,549円 【道路、河川、都市計画、公園、 公営住宅など】	
公債費	住民1人あたり 94,755円 【借金の返還金など】	
衛生費	住民1人あたり 87,871円 【健康管理、ごみ処理、上水道など】	
農林業費	住民1人あたり 82,600円 【農林業の振興、農業委員会活動など】	
民生費	住民1人あたり 71,490円 【高齢者及び障がい者福祉、 子育て、保育所など】	
総務費	住民1人あたり 56,792円 【全般的な管理経費、戸籍、課税、 選挙、交通安全など】	
教育費	住民1人あたり 48,007円 【学校、社会教育、給食センターなど】	
消防費	住民1人あたり 20,646円 【消防活動など】	
商工費	住民1人あたり 19,485円 【商工業の振興、企業誘致など】	
議会費	住民1人あたり 8,094円 【議会活動など】	
諸支出金	住民1人あたり 878円 【教員及び職員住宅建設に伴う返還金など】	
災害復旧費	住民1人あたり 635円 【大雨などによる災害復旧など】	
労働費	住民1人あたり 57円 【労働者育成など】	

住民1人（1世帯）あたりの算出
（平成18年3月31日現在）

人口 12,408人 世帯5,349世帯

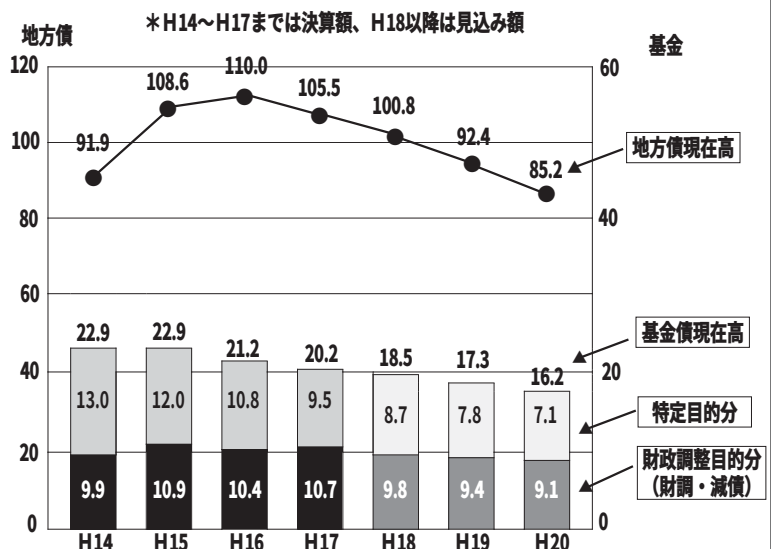
（歳入総額）
一般会計 76億6,638万円から
（歳出総額）
74億9,270万円支出し、

歳出



※上のグラフの決算額には、給与費が含まれています。
なお、給与費の合計は、**11億8,729万円**です。

地方債（借金）及び基金（貯金）の残高推移（単位：億円）



平成17年度実施の主な事業概要

クローズアップ！



豊かな心の人のまち



図書館整備工事

事業費 6,212万円

公民館の2階にあった図書室を図書館として1階に移して、利便性と機能性の充実を図りました。また、2階については、会議室などの整備を行い公民館機能の充実を図りました。

町立病院医療機器等更新

事業費 3,261万円

自動化学分析装置ほか医療機器の更新、患者用ベッドの更新を行いました。

学校給食センターボイラー改修工事

事業費 3,904万円

25年間使用していたボイラーの更新と給水、給湯・ガス配管の改修工事、厨房機器の更新を行いました。

障害者支援事業

事業費 1億8,801万円

障害者の高齢化や障害の重複化が進行する中、施設・居宅介護事業を中心として障害者の福祉の推進を図りました。



介護予防事業事業費 1,404万円

虚弱高齢者の実態把握、脳卒中、転倒骨折、閉じこもり防止などの介護予防教室の実施、保健福祉総合センターでの運動指導教室の実施など介護予防事業を行いました。



活力ある産業のまち

麦乾燥調製施設設置事業

事業費 4億8,142万円

平成15年度からの継続事業であり、施設を整備することにより生産性の向上とコスト軽減を図るため、実施主体であるJAふらのに補助を行いました。



奨励作物振興補助 事業費 2,836万円

農家所得の向上を図るため、高収益作物である野菜類への転換及び作付面積の拡大を誘導するために、施設設備、土地改良資材、種苗費への補助や資金貸付を行いました。

商業振興補助 事業費 2,886万円

市街地商店街の活性化を図るため、店舗等の新築、改築費などに補助を行いました。



住みよい快適なまち

道路整備 事業費 1億8,928万円

北24号道路、南3条通りなど4路線の道路整備を行いました。

橋梁整備 事業費 1億7,343万円

日の出橋、衣川橋など6つの橋梁整備を行いました。

障害防止事業 事業費 5億161万円

演習場等からの流水による河川への影響を軽減を図るために、ポロビナイ川やベベルイ川など5事業の河川改修を行いました。

飲料水供給施設整備

事業費 1億2,494万円

安全で安定的な飲料水の供給を図るために、倍本地区及び翁地区の飲料水供給施設を改修しました。

一般廃棄物処理

事業費 1億7,375万円

地域の環境保全のため、分別収集、減量化、資源化を推進し、またクリーンセンターの安定的な稼動に努めました。



泉町公営住宅建設

事業費 1億1,899万円

泉町公営住宅3号棟（8戸）の新築工事と通路、外構整備を行いました。



共に創るまち

自衛隊基地対策 事業費 556万円

各自衛隊協力団体との連携の中で一層の協調関係を築きました。駐屯地創立50周年記念行事に対しての支援などを行いました。また、駐屯地の削減問題に伴ない、関係機関への要望を実施しました。



統計調査の実施

事業費 667万円

5年毎に実施される国勢調査を実施しました。



私たちの「まちの家計状況」は、どうなっているの？

まちの財政状況を判断する目安として、次のような財政指標があります。

これらの指数の推移を見てみますと、現段階では概ね平均的な数値にありますが、国の「三位一体改革」の影響により地方交付税などが減額された一方、借入金の返済をはじめとする常に必要な経費の割合が横ばいで推移していることにより、年々数値が悪化傾向にあります。

まちでは、引き続き「行財政改革実施計画」を着実に推進し、財政の健全化に努めていく考えですので、ご理解ご協力をお願いします。



経常収支比率 90.7%

家計に例えると、給料などの定期的な収入に対して、食費や光熱費など常に必要な支出が占める割合です。この率が低ければ低いほど、臨時の支出に対応することができ、財政にゆとりがあることになります。通常80%以内が望ましいとされています。

3か年間の推移 【参考】平成16年度

平成17	90.7%	上富良野町	89.1%
平成16	89.1%	上川管内平均	88.4%
平成15	83.7%	道内平均	92.0%

財政力指数 0.284

財政の豊かさを表す指数です。まちが標準的な行政運営を行うために必要な経費を、どの程度町税収入で賄えているかを示します。

この指数が1を超えれば超えるほどまちの税財源が豊かであり、独自の施策に振り向ける財源に余裕があるということになります。

3か年間の推移 【参考】平成16年度

平成17	0.284	上富良野町	0.273
平成16	0.273	上川管内平均	0.362
平成15	0.263	道内平均	0.437



公債費負担比率 20.6%

まちの収入（一般財源）に対する、借金の返還金（一般財源）の占める割合です。借金の返還が町の財政を圧迫していないかを示します。通常15%以内が望ましいとされています。

3か年間の推移 【参考】平成16年度

平成17	20.6%	上富良野町	19.4%
平成16	19.4%	上川管内平均	20.0%
平成15	18.9%	道内平均	21.1%

実質公債費比率 15.7%

財政健全度を示す新しい財政指標で、公共下水道事業会計や病院事業会計などの返還金に対する、一般会計からの繰出金などを含めた、まち全体の返還金の占める割合です。

詳細については、9頁をご覧ください。

【参考】平成17年度

上富良野町	15.7%
上川管内平均	16.2%
道内平均	17.2%

平成17年度町の決算及び主要事業の報告は、町の行政ホームページ及び町政情報提供コーナーでご覧いただけます。
■詳しいことは、企画財政課政策財政班 ☎6980



上富良野町の将来のめざす姿

寄せられた町民の意見

自立5割 合併3割 (市町村連携・広域連合)

【町民の意見】

6月25日号広報お知らせ版で、まちづくりトークでの意見などを掲載しましたが、町ではより多くの皆さんから意見を寄せていただくよう7月5日まで町民アンケートを実施しました。その結果、26人の方から意見をいただきました。

町では7回のまちづくりトーク後も、いしずえ大学や行財政改革推進町民会議で説明会を開催し、全体で出席者の88人から意見をいただき、アンケートと併せて114人の方から貴重な意見をいただきました。

平成15年に開催した住民懇談

会では「財政が苦しくなっても自立を」という意見が大勢でしたが、今回の説明会やアンケートでは、「自立や合併反対、市町村連携、広域連合」が50%、「市町村合併と広域都市」が32%、「分らないや無表明」などが18%という結果でした。

また、マスコミの合併報道に

よる影響を受けたせい「行く行くは合併しなければならぬのでしょう」「合併は仕方ない」という方々も多くなりました。

○「選択肢に関する町民意見の結果」(説明会:5~6月開催、町民アンケート:6~7月実施)

区 分		説明会	町民アンケート	意見合計
自立	連携・連合・自立・合併反対など	47人 (53%)	10人 (38%)	57人 (50%)
合併	市町村合併・広域都市	23人 (26%)	13人 (50%)	36人 (32%)
その他	分らない・無表明など	18人 (21%)	3人 (12%)	21人 (18%)
合 計		88人 (100%)	26人 (100%)	114人 (100%)

※説明会の数は、まちづくりトーク(7回)・いしずえ大学・行草町民会議で意見が述べられた人数です。



【議会との論議】

町議会には、4月に自治の私たち最終報告書を、6月に住民説明会の状況を説明してきました。

7月10日には、「町民の皆さんから寄せられた意見」と「平成11年4月に市町村合併した兵庫県篠山市の現状を報告した資料」をもとに、論議と意見交換を行いました。総体としては「市町村連携・広域連合で更なる効率化を進め、当面「自立」での方向性を望む」意見が大勢でした。

7月25日には、5市町村長の協議の内容(各市町村の住民説明会の意見、南富良野町と占冠村の合併協議後の状況、8月に方向性を協議すること)を説明しました。

【町としての考え】

町民の皆さんから寄せられた意見と町議会との論議、意見交換をもとに、町の考えをまとめ、5市町村の自治のかたちを示すことにしました。

現時点においては、町民の暮らし、町の経済、町民と行政の距離感、そして町の財政状況、国が示している基礎自治体の規

模1万人を備えていることなど総合的に考え、「行財政改革を進めて、できる限り自立を目指すべき」との結論に至りました。そのためには、より各市町村に共通する行政経費を縮減できる「広域連合」を推進することが、現段階における上富良野町としての望ましい選択でないかとの結論になりました。



○町が「広域連合」を選択した主な理由

「広域連合（自立）」を
選択した主な理由

○これまでどおり住民の声を
身近に聞ける。

○住民の利便性を維持できる。

○先人が築き、守ってきた上富
良野をできる限り継続でき
る。

○行財政改革の着実な推進に
より、自立可能な町の財政運
営を図ることができる。

○広域連合によって、さらに行
政経費の節減効果が期待で
きる。

○住民の合併気運が高まって
いない。

合併に対する懸念

○住民一人の声が遠く、小さく
なってしまう。

○上富良野地域の居住人口や
商店等が中心部へ流出し、地
域が寂れてしまう。

○行財政改革に努力の度合い
の違う自治体分までを、上富
良野町民が負担することに
なつて不利益が生じる。

○財政的に厳しい市町村同士
が合併しても、財政的に豊か
にはならない。（国の財政支

援は期間限定。その後の支援
はなく、合併で減った経費分
は国の財政支援も減る。）

○合併による整備事業は、合併
特例債（借金）で実施され、
合併後の市町村（住民）のつ
けになつてしまう。

【上富良野地区市町村の考え】

上富良野地区5市町村の方向性は
『広域連合』（自立）

7月21日に上富良野地区広域市
町村圏振興協議会委員会で、町
民皆さんからの意見と議会での
論議を踏まえて、5市町村長が
それぞれ「住民意見の状況を報
告」・「意見交換」を行い、8月
28日に上富良野地方の方向性につ
いて『広域連合』を推進してい
くことを確認しました。

今後は、『広域連合』で処理す
る事務（一部事務組合の事務な
どを含む）を5市町村で協議
し、経費の縮減と効率的な事務
の執行に取り組んでいきます。
町民の皆さんには、その推進の
状況に応じて、内容などをお知
らせしていきます。

上富良野町の財政状況は「大丈夫？」

行財政改革に取り組み、適正
な運営に努めています！

「自治のかたち」町民アンケ
ーは6月23日から7月5日まで
実施しましたが、ちょうど「夕
張市の財政再建問題」や「空知
産炭地域6市町のヤミ起債問
題」など地方自治体財政を危ぶ
む報道がされる中、町民の皆さ
んから「上富良野町の財政は大
丈夫なのか」と意見をいただ
きました。

上富良野町は、夕張市によ
うな会計間の一時借入金金操作や
赤字隠し、空知6市町のような
不適切な起債はありません。ま
た、町全体の財政規模に占める
借金の比率（実質公債費比率）
も適正な範囲内にあることを町
民の皆さんへお知らせします。
8月30日に北海道が公表した
速報値によると、本町は15・7

%（全道179市町村中、悪い方か
ら115番目）で、全道市町村平均
や、上川管内平均を下回つて適
正な範囲内になっています。

ちなみに上富良野地区5市町村
はすべて18%以内ですが、北海
道は19・9%（2位／47都道府
県）で「起債許可団体」になつ
ています。また、全国の地方自
治体の借金は204兆円で、国は566
兆円、総額は770兆円に上つてい
ます。（町の他の財政指標7頁
参照）

本町は現在、第4次目にあた
る行財政改革に取り組んでいま
す。平成16・17年度の2か年間
で約6億3千300万円の効果を
得ています。（広報7月号参照）
平成21年度には収入に見合つ
た支出額になるよう着実な推進
を図ります。

今後、国が進める地方財政の
健全化の中で、適正な財政運営
に努めていきます。

「実質公債費比率」とは、
「市町村の財政規模に占め
る借金（市町村が出資する公
社や公営企業を含む）の比
率」で、平成18年度から用い
られた市町村財政の健全度
を表す指標です。

この比率が低いほど健全
な財政運営がされていると
いうものですが、比率が
18%以上になると「起債許可
団体」（都道府県知事の許可
が必要）になり、25%以上で
地方債（借金）の一部制限を
受け、35%以上で地方債のほ
とんどが制限を受けて、市
町村が借金をして大きな公
共事業を実施することがで
きなくなります。

○「実質公債費比率の状況（速報値）」

【平成18年8月30日 北海道公表】

実質公債費比率		上川管内の状況		全道の状況		備考
18%未満		16	73%	111	62%	上富良野町15.7%
起債許可 団体	18%以上～25%未満	6	17%	57	32%	
	25%以上～35%未満	—		9	5%	
	35%以上～	—		2	1%	
合 計		22（市町村）	100%	179（市町村）	100%	札幌市を除く
実質公債費比率平均		16.2%		17.2%		

○詳しいことは
企画財政課
行政改革推進事務局
☎6980

(3) 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

支給実績 (平成17年度決算)		48 千円	
支給職員 1人当り平均支給年額 (平成17年度決算)		5,937 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成17年度)		5.8 %	
手当の種類 (手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
無線業務手当	無線の管理業務に従事する職員	無線管理業務	月額 1,000円
重車両運転業務手当	重車両の運転に常時従事する職員	重車両運転業務	月額 3,000円
滞納処分従事手当	滞納による差押業務に従事した職員	差押業務	日額 500円
野犬掃討手当	野犬の薬殺又は死体の処理に従事した職員	野犬掃討業務	日額 500円
行旅病人、死亡人取扱手当	行旅病人、死亡人の収容、取扱に従事した職員	行旅病人、死亡人取扱業務	日額 病人 500円 死亡人 1,000円
防疫等作業手当	感染症の病原体、家畜伝染病の病原体の処理作業に従事した職員	感染症、家畜伝染病の病原体の処理作業業務	日額 500円
介護業務手当	特別養護老人ホームに勤務する職員	生活支援、介護、看護業務	月額 給料月額 の 4/100～12/100
下水道業務手当	下水道マンホール内点検作業に従事する職員	水道マンホール内点検業務	日額 500円

(注) 一般会計、特別会計の手当を表しています。

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (平成17年度決算)	31,847 千円
支給職員 1人当り平均支給年額 (平成17年度決算)	298 千円
支給実績 (平成16年度決算)	34,914 千円
支給職員 1人当り平均支給年額 (平成16年度決算)	329 千円

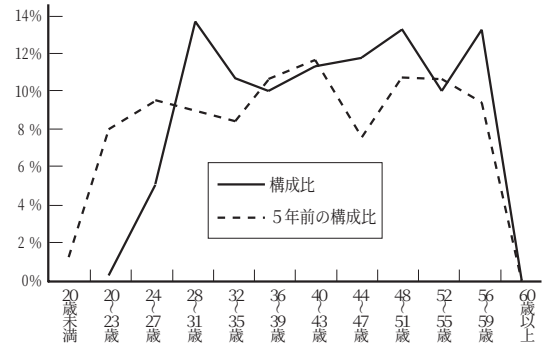
(5) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (平成17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族(2人まで)6,000円 3人以降 5,000円 16～22歳まで5,000円加算	同		19,067 千円	250,871 円
住居手当	借家、借間 27,000円以内 自宅 7,000円	異	自宅の支給額	11,494 千円	135,211 円
通勤手当	自動車等使用の場合 通勤距離に応じて 2,000～24,500円	同		956 千円	63,720 円
管理職手当	課長職 給料月額の10/100 主幹職 給料月額の 8/100	同		14,587 千円	42,901 円

⑤ 特別職の報酬等の状況 (平成18年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	町 長	750,000 円	(参考) 類似団体に於ける最高／最低 830,000円／544,000円
	助 役	620,000 円	646,000円／435,200円
	収入役	565,000 円	600,700円／412,000円
報酬	議 長	275,000 円	368,000円／230,000円
	副議長	205,000 円	313,000円／188,000円
	議 員	170,000 円	290,000円／170,000円
期末手当	町 長	(平成17年度支給割合) 3.5 月分	
	議 長	(平成17年度支給割合) 3.5 月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	(支給時期)
	助 役	退職日の給料月額×支給割合×在職期間 21.252 月分	任期满了時
	収入役	13.420 月分	任期满了時
		11.748 月分	任期满了時

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成18年4月1日現在)



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0	1	11	30	24	21	23	25	28	20	28	0	211

(3) 定員適正化計画の数値目標

① 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成18年4月1日	平成24年3月31日	▲29人 (▲13.3%、189人)

⑥ 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成17年	平成18年		
一般行政部門	議 会	4	4		
	総 務	31	30	▲ 1	電算化システム更新による業務効率化 事務量減、収入役廃止による増員
	税 務	8	8		
	労 働	—	—		
	農林水産	13	12	▲ 1	土地改良事業縮小による減
	商 工	4	4		
	土 木	16	15	▲ 1	道路改良事業縮小による減
	民 生	27	26	▲ 1	保育所廃止等による減、地域包括支援 事業による異動増
特別行政部門	衛 生	15	14	▲ 1	地域包括支援事業へ異動減
	小 計	118	113	▲ 5	
	教 育	20	19	▲ 1	施設管理職員退職による非常勤職員へ 移行
	警 察	—	—		
公安企業等	消 防	—	—		
	小 計	20	19	▲ 1	
	病 院	46	44	▲ 2	業務量の減、欠員不補充
	水 道	5	5		
	交 通	—	—		
会計部門	下水道	2	3	1	欠員補充
	その他	27	27		
	小 計	80	79	▲ 1	
合 計		218 (244)	211 (244)	▲ 7 ()	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で表しています。

2 () 内は、条例定数の合計です。

→定員適正化計画の数値目標の基本的な考え

①定員適正化目標

町では平成16年 4 月に、平成16年度から20年度までの5 ヵ年を推進期間とする「新行財政改革基本方針 (自立に向けた上富良野再生プラン)」を策定し、取り組みを進めています。平成17年 3 月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、改革の取組みを定めた「新行財政改革基本方針」と行財政改革実施計画において、この間取組んだ実施項目の成果を整理し、指針で示された「集中改革プラン」に位置付けしました。

この中で、職員数適正化計画の見直しについては、第3次職員数適正化計画を平成17年7月に策定し、長期的に平成23年度までの6年間で29人を削減する目標に向け推進をしています。

定員管理にあたり退職者不補充を基本に、組織の維持と新陳代謝を図るため必要最低限での新規採用とし、今後見込まれる需要を精査して、業務執行の徹底した見直しにより、職員数の削減を図るものです。

上富良野町職員 給与・職員数のあらまし

■平成18年4月1日現在■
問合せ先 総務課総務班 ☎6400

町の行政運営における公正性及び透明性を確保するため、町職員の給与や職員数の状況など人事行政運営等の状況について、その概要をお知らせします

① 総括

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

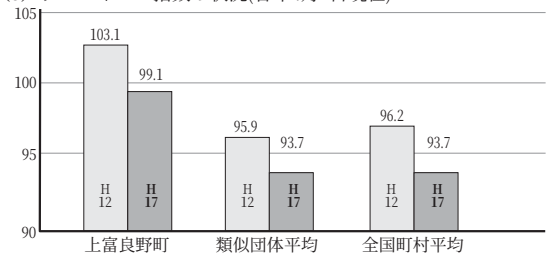
区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
年度 16	人 12,618	千円 8,088,850	千円 97,564	千円 1,279,501	% 15.8	% 13.9
年度 17	人 12,408	千円 7,492,697	千円 171,171	千円 1,255,678	% 16.8	% 15.8

(注) 人件費には、議会議員、農業委員、各種付属機関委員などの報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況(一般会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当り給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度 17	人 138	千円 585,176	千円 93,855	千円 241,566	千円 920,597	千円 6,671
年度 18	人 131	千円 551,245	千円 82,835	千円 219,429	千円 853,509	千円 6,515

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

② 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給与月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職(平成18年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上富良野町	42.10 歳	351,616 円	401,220 円
			383,681 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各種職ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち上段はこれら全ての諸手当を含んだものです。
また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		上富良野町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,200 円	183,800 円	170,200 円	183,800 円
	高校卒	138,400 円	148,000 円	138,400 円	148,000 円

(3) 職員の経験年別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

区 分	経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年
一般行政職	大学卒 276,700 円	346,800 円	391,500 円
	高校卒 236,428 円	297,464 円	367,006 円

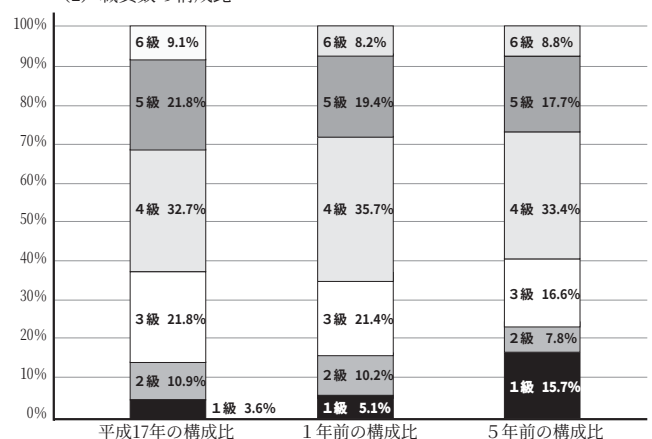
③ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務 相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	4 人	3.6 %
2 級	高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	12 人	10.9 %
3 級	1 主査等の職務 2 主任の職務 3 困難な業務を処理する主査等の職務 4 困難な業務を処理する主任の職務	24 人	21.8 %
4 級	1 主幹等の職務 2 特に困難な業務を処理する主査等の職務	36 人	32.7 %
5 級	1 課長等の職務 2 特に困難な業務を処理する主幹等の職務	24 人	21.8 %
6 級	困難な業務を処理する課長等の職務	10 人	9.1 %

(注) 1 職員数は、上富良野町の給与条例に基づく給料表の級区分により表しています。
2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務を表しています。

(2) 職員数の構成比



(注) グラフの職員数の構成比については、平成18年4月1日に級区分を8級から6級に区分を改正しているため、6級に置き換えた構成比で表しています。

④ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上富良野町		国	
1人当り平均支給額(平成17年度)		—	
1,894 千円			
(平成17年度支給割合)		(平成17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成18年3月31日現在)

上富良野町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当り平均支給額	3,744千円	23,297千円			
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
(退職時特別昇給)	20年以上 1号給				

(注) 退職手当の1人当り平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

平成19年4月1日から

町税等の滞納者に対し

行政サービスの制限及び

氏名公表等の制限措置が実施されます。

「町税等の滞納者に対する

行政サービスの制限措置等に関する条例」の制定については、昨年9月から約1年間にわたり役場組織内部での議論を重ね、また、

昨年12月から1月まで実施しましたパブリックコメント（町内公共施設8か所、町ホームページ）及び町民の方々が参加する各種会議等において、みなさんからのご意見等をいただいて同条例案を作成してきたところです。

また、その内容については、平成17年12月号及び平成18年2月号町広報誌で、町民の方々へお知らせしてまいりましたが、同条例がこの9月定例町議会において賛成多数で可決され、平成19年4月1日から施行されることになりました。

★制定の目的

経済の低迷や一部の納税者の納税意識の低下などにより、町税等（国民健康保険税を含む）の滞納が年々増加傾向にあります。

町税等の収入は、町民の皆さんの暮らしに必要な様々な行政サービスを提供するための貴重な財源として町民の皆さんから負担していただいておりますが、特別な理由もなくその負担すべき町税等を滞納し、かつ納税等に不誠実なものに対して、行政サービスの制限措置等（停止、氏名公表）を講じて、町税等の滞納の解消及び滞納の抑止、納期内納税に協力している多くの町民の皆さんとの税負担の公平性の確保、また、町税等徴収に対する町民の信頼を確保するために必要であるとの考えから、この条例を制定するものです。

★どんな時に、サービスが制限される？

町税等（個人・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・入湯税・たばこ税・国民健康保険税）について、それぞれの納期限までに納付されていない場合には、表1の各種行政サービス（56事業）の申請の拒否、取消し、停止などの制限措置が実施されます。（但し、納付等の相談の結果、納税誓約書を提出し、納税の意思が確認できた場合は制限されません。）

具体的な事務の流れとしては、表2に示したとおり、町民のみなさんが行政サービスの提供を受けるために申請（申請によらないサービスも含む）される時に、申請書と一緒に納税確認同意書を提出していただき、その時点で申請者（申請者以外に受益を受けると認められる受益者を含む）に町税等の滞納がある場合に行政サービスが制限されます。

また、申請時に滞納が無くてもサービス受給中に滞納が発生した場合には、同様にサービスが停止されます。

★滞納者と納税確認の範囲は？

滞納者とは、納税義務者で、その納付すべき町税等を納期限

内に納付しない方をいいます。

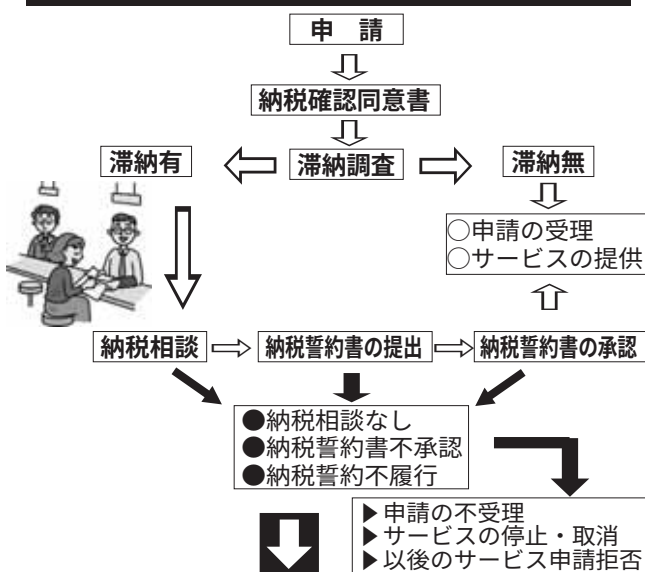
また、行政サービス申請の際の納税の確認は、申請者以外に受益を受けると認めるサービスの種類（表1の納税確認対象者欄参照）により、申請者のみ、世帯全員、生計中心者、親権者、法人の場合は法人の代表者個人など、申請者以外の受益者の方の納税状況についても確認し、受益者の方に滞納があった場合もサービスが制限されます。

なお、この条例の制限措置は平成19年4月1日以降に賦課された税金が滞納になったときから対象となります。

★滞納があったら、サービスは受けられないの？

町税等が滞納になる原因としては、不況、病気、経済的問題などさまざまなケースがあります。従いまして、滞納になった時点ですぐに行政サービスを停止又は申請を拒否するのではなく、納付等の相談を受け付けたうえで、納税誓約書（完納誓約書又は分納誓約書）を提出してもらい、その誓約内容が適正で確実な納付が見込まれると認めるときは、制限を受けずにサービスの提供を受けることができます。

表2 行政サービス申請受理までの手続きの流れ



法に基づく滞納処分（差押等）及び行政サービス制限等を執行してもなお、納税資力があながら納税に著しく不誠実な滞納者について、氏名等の公表措置を実施します。

★氏名等の公表の対象者は？

差押等の強制執行や本条例に基づき行政サービスの制限等を行なってもなお、納税資力があ
りながら納税に著しく誠実性を
欠く者を「特定の滞納者」と位
置付け、事前に本人からの弁明
の機会を付与したうえで、第三
者から構成される「上富良野町
滞納審査会」及び「上富良野町
個人情報保護審査会」の二つの
審査会において、特定の滞納者
から事情等を聴取し、さらに、
氏名公表の適否について審議し
てもらうなどの方法で手続きを
進めます。

その結果、なお納税等に応じ
ない場合に最終の手段として氏
名等を公表するものです。

★町の取り組み

今後、国税徴収法及び地方
税法の規定に基づき、滞納者の
財産の差押等の滞納処分や国保
税滞納者への資格証明書の交付
等の強制執行を積極的に行うと
ともに、行政サービスの制限に
当たっては公平な姿勢をとり、
町民の町税に対する公平性が確
保できるよう努めます。

問い合わせ 税務課 ☎6989
町ホームページをご覧ください。

表1 行政サービス制限対象となる事業一覧表(案)

区 分	事 業 名	納税確認対象者	所 属 課
1 町有財産等の使用許可・貸付、売買に関する事	1 町有財産の使用許可に関する事	申請者及び法人の代表者	総 務 課
	2 町有財産の貸付に関する事	申請者及び法人の代表者	総 務 課
	3 町有財産の売却・譲渡に関する事	申請者及び法人の代表者	総 務 課
	4 町民農園貸付に関する事	申請者	産業振興課
	5 町営住宅の駐車場使用許可に関する事	入居者全員	建設水道課
	6 町営住宅の物置及び車庫の設置許可に関する事	入居者全員	建設水道課
	7 町営住宅入居に関する事	入居者全員	建設水道課
	8 墓地の使用許可に関する事	世帯全員	町民生活課
2 許認可に関する事	9 広報広告の掲載許可に関する事	申請者及び法人の代表者	総 務 課
	10 指定管理者の指定に関する事	申請者及び法人の代表者	総務課(全課)
	11 指定給水装置工事業者の指定に関する事	申請者及び法人の代表者	建設水道課
	12 下水道排水設備指定工事店の指定に関する事	申請者及び法人の代表者	建設水道課
	13 下水道排水設備工事責任技術者の業務登録に関する事	申請者及び法人の代表者	建設水道課
	14 建設機械使用許可に関する事	申請者及び法人の代表者	建設水道課
	15 道路の占用許可に関する事	申請者及び法人の代表者	建設水道課
	16 普通河川における許可を要する行為に関する事	申請者及び法人の代表者	建設水道課
3 入札・契約等(物資購入等を含む)に関する事	17 競争入札参加資格に関する事	申請者及び法人の代表者	総 務 課
	18 物品等の購入及び製造、借上げに関する事	申請者及び法人の代表者	全 課
	19 業務委託に関する事	申請者及び法人の代表者	全 課
	20 工事及び修繕の請負に関する事	申請者及び法人の代表者	全 課
4 補助金及び交付金、助成金の交付に関する事	21 スズメバチ駆除費補助に関する事	世帯全員	町民生活課
	22 合併浄化槽整備事業補助に関する事	世帯全員	町民生活課
	23 中学卒業就職者扶助に関する事	親権者	保健福祉課
	24 新規就農者奨励金に関する事	世帯全員	産業振興課
	25 奨励作物振興事業補助に関する事	申請者	産業振興課
	26 町単独農道整備事業補助に関する事	申請者	産業振興課
	27 下水道受益者負担金・分担金の前納報奨金の支給に関する事	世帯全員	建設水道課
	28 私立幼稚園就園奨励費補助に関する事	親権者	教育振興課
	29 人材育成派遣事業補助に関する事	申請者及び生計の中心者	教育振興課
	30 スポーツ振興助成事業に関する事	申請者及び親権者	教育振興課
5 在宅福祉事業に関する事	31 生きがい活動支援事業(電話サービス事業)に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	32 生活支援事業(生活管理指導短期宿泊サービス事業)に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	33 生活支援事業(生活管理指導員派遣サービス事業)に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	34 生活支援事業(除雪サービス事業)に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	35 生活支援事業(理容サービス事業)に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	36 生活支援事業(移送サービス事業)に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	37 生活支援事業(配食サービス事業)に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	38 生活支援事業(生きがい活動支援通所サービス事業)に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	39 訪問介護員派遣サービス事業に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	40 通所型介護予防事業に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
6 老人福祉事業に関する事	41 寝たきり老人等おむつ購入費助成に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	42 家族介護慰労扶助に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	43 在宅サービス利用負担軽減補助に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	44 敬老祝い金に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
7 障害者(児)福祉事業に関する事	45 腎機能障害者通院交通費補助に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	46 特定疾患患者通院交通費補助に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	47 訪問入浴サービス事業に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	48 日中一時支援事業に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
	49 生活サポート事業に関する事	申請者及び生計の中心者	保健福祉課
8 子育て支援事業に関する事	50 延長保育事業に関する事	親権者	保健福祉課
	51 放課後児童対策事業に関する事	親権者	保健福祉課
9 健診事業に関する事	52 骨粗しょう症検診事業に関する事	申請者	保健福祉課
	53 エキノコックス症対策事業に関する事	申請者	保健福祉課
10 利子補給事業に関する事	54 水洗便所等改造資金補助及び融資斡旋、利子補給に関する事	世帯全員	建設水道課
11 生涯学習学級の入校に関する事	55 いしずえ大学への入校に関する事	申請者	教育振興課
12 資金貸付に関する事	56 女性学級への入校に関する事	申請者	教育振興課

※表1の対象事業は、事業の廃止及び事業名称の変更、新規事業の追加など、条例施行までに修正する場合があります。

水は

限りある貴重な資源です
大切に使い節水にご協力を

水道事業は、安全で安心な水を供給しています
老朽化した配水管(本管)は計画的に改修していますが
民地内の給水管は、個人管理になりますので
皆様に維持管理をお願いしています

◎水道事業のしくみ

水道事業は、地方公営企業として独立採算で行っており、原則として事業に必要な経費は、水道料金でまかなわれています。
皆さんからの水道料金が、事業の健全な経営を支えています。
水道は、日常生活に不可欠なものを安定して供給することに努めています。

◎こんなときには届出を

水道の使用を開始したい、水道の使用を中止したい、住所や使用者の名義を変更される場合などは、届出が必要になりますので、お早めに建設水道課上下水道班へご連絡をお願いします。

◎検針にご協力を

お使いになった水の量は、正確に水道メーターに記録されています。

検針員が水道メーター受信機から検針を行い、使用水量、使用金額などを上下水道は2か月毎に、

簡易水道・飲料水供給施設は1か月毎にお知らせします。

検針が効率的に正しくできるよう、受信機の設置位置にご協力をお願いします。

- ・玄関前等の検針しやすい場所に
- ・屋根の雪が落ちない場所に
- ・除雪される場所に
- ・道路との境界近くに

◎漏水にご注意を

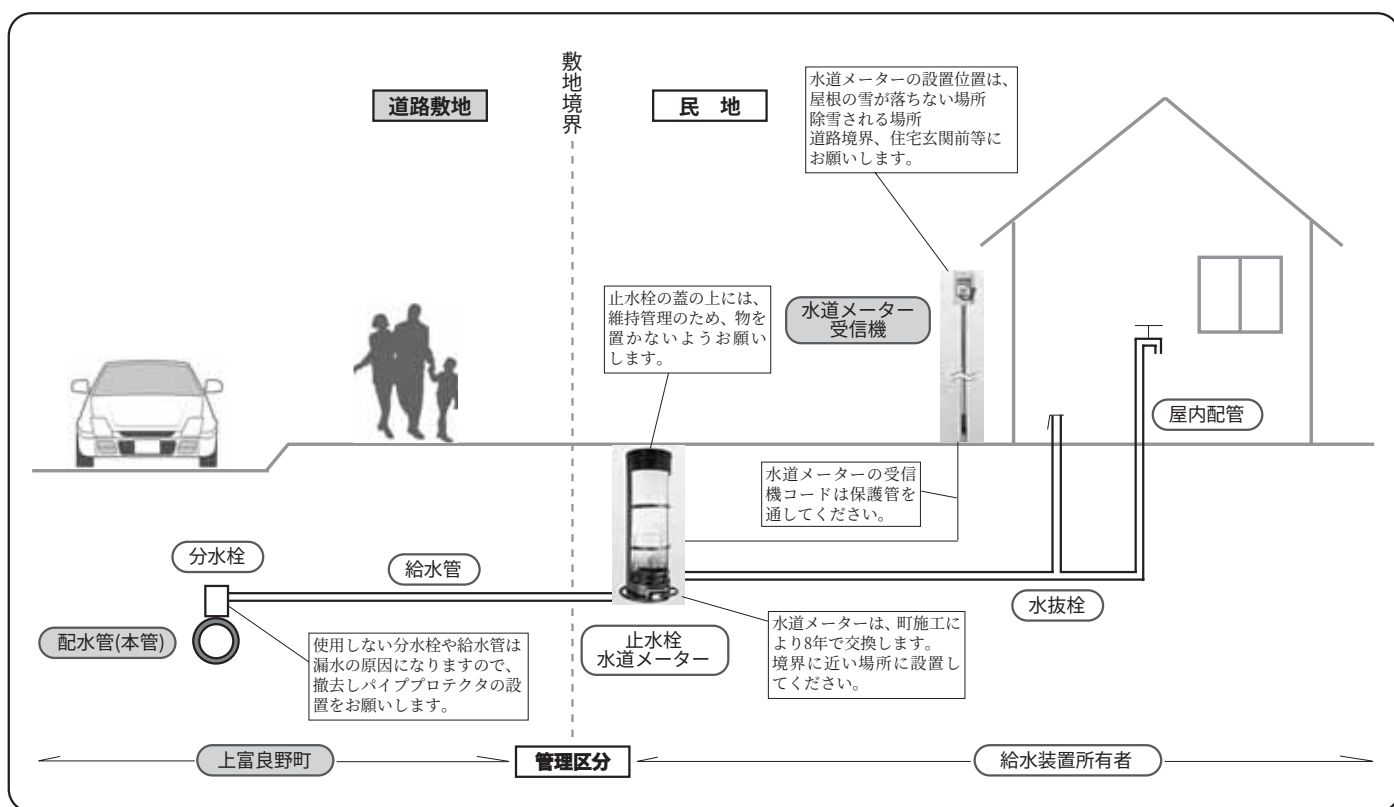
日頃から使用水量の確認も含め、水周りの点検を心がけてください。

※①給水装置とは、道路に埋設された配水管(本管)から分岐した分水栓・止水栓・水道メーター・水道の蛇口など全てまとめて給水装置といえます。

※②配水管(本管)は、水道事業者の所有ですが、給水装置は水道メーター以外はすべて個人の所有(財産)となりますので、維持管理は皆様でお願いします。

※③修繕について、民地敷地内は所有者の負担となります。

(下図をご参照ください)



また、古くなった分水栓や使用しない給水装置は漏水の原因となりますので、撤去をお願いします。

◎給水装置を残存させる場合

使用しなくなった給水装置の一部(分水栓、止水栓、給水管など)を残存させる場合は、届出(給水工事の一部残存願)が必要です。

また、残存部分の給水装置の維持管理は、所有者が行う事になります。この場合、道路、民地部分にかかる修繕費用も所有者の負担となります。

◎町指定給水装置工事業者

給水装置の設置、撤去や修繕などを行う場合は、上富良野町指定給水装置工事業者にお尋ねください。

(町内業者)

- ・有我工業所 ☎ 2615
- ・志賀住宅設備 ☎ 9117
- ・玉島工業 ☎ 4773
- ・對馬工業 ☎ 2253
- ・西塚清掃社 ☎ 2312

※指定業者には、旭川や富良野などの町外業者もありますので、詳しくは、お問合せください。

◎問合せ先

水道料金など水道に関してのお問合せは、建設水道課上下水道班 ☎ 6982まで、ご連絡ください。



9/3 ノーマライゼーションが
息づく福祉のまちづくり
(社)社会協議会主催の『第14回かみふ
らのふれあい広場』が社会教育総合セ
ンターで開催されました。
アリーナではふれあい交流会(福祉
運動会)が行われ、ジャンケンバイアス
ロン等のゲームで熱戦が繰り広げら
れ、各老人会・団体が競い合いました。
また、スタンプラリー方式で車椅子
体験やアイマスク歩行体験、救急法体
験、手話体験、健康相談などが行われ、
参加した80名の方たちは真剣な面持ち
で取り組んでいました。



9/3 江幌開拓百年を祝う
江幌住民会(会長平吹政義)は、明
治39年入植後百年を迎え、江幌神社例
大祭に合わせ、記念碑除幕式及び祝賀
会を江幌小学校体育館で開催し、地域
住民及び来賓100名が出席し、先人の偉
業に対し感謝すると共に、今後の江幌
地区の発展を願い懇親を深めました。
百年事業は平成17年に実行委員会を
組織し、記念碑(江幌コミュニティ広
場)建立、記念誌「江幌の一世紀」は、
住民の日常生活を中心に現在編集集中
で、12月末に発行を予定しています。



9/24 田んぼオーナー
稲刈り体験
上富良野町水田農業推進協議会
は、上富良野産米のPRと地産地消
拡大を目的に、平成16年度から「田んぼ
オーナー」制度に取り組んでいます。
9月24日には、地元や帯広等のオ
ーナー約240名が、5月21日に富原地区の
田んぼに植えた「ほしのゆめ」の稲刈
り作業を実施しました。安心・安全な
クリーン米を一口15kg前後の収穫にオ
ーナーも子どもも大喜び。稲刈り後
には、上富良野産米のおにぎりやバー
ベキューでお腹も満腹にしました。



9/23~24 十勝岳温泉郷
日本一の紅葉を
9月23日と24日、十勝岳温泉郷紅葉
キャンペーンが開催されました。
紅葉キャンペーンでは、各温泉施設
から利用者へ甘酒、トウキビ、アイ
スなどのサービスがあり、また、恒例の
スタンプラリーも行われ、記念品や抽
選による宿泊券プレゼントの特典も。
紅葉シーズンに合わせた白金温泉と
十勝岳温泉を結ぶ臨時バス、十勝岳ス
カイラインも今年初めて運行され、登
山や温泉で、人それぞれ秋色に染まっ
た雄大な景色を満喫していました。

会員募集!!

ノルディック・ウォーキング・サークル

ウォーキングから進化した新しいエクササイズ『ノルディック・ウォーキング』は、四本足で歩くので膝や腰に不安があっても、負担をかけずに運動ができます。もちろん生活習慣病の予防や改善、ダイエット効果も期待できる新しいウォーキングです。

対象者：参加希望される方、どなたでも

活動日：毎週火曜日 19時～20時30分

会 場：社会教育総合センター横の芝生
＊冬期間は、社会教育総合センターを予定しています。

持ち物：靴・運動しやすい服装
ストックなど、個別に用意していただくものは、ご相談ください。

申込み・問合せ：山口政信 ☎6877

みんなの伝言板

問合せ：総務課情報管理班



【参考】運動消費カロリー

ノルディック・ウォーキング

---400kcal/1時間

ウォーキング---280kcal/1時間



町民の皆さんが、日ごろ考えているさまざまなご意見やご質問などを、町民ポスト(町内8か所)、ファックス、Eメールなどでお寄せください。

総務課 情報管理班 ☎6400 FAX5362

Eメール johohan@town.kamifurano.lg.jp



(役場、かみん、町立病院、社会教育総合センター、公民館、駅、郵便局、コミュニティプラザ中茶屋)

根菜のゴマ酢和え



健康かみふらの21

健康づくりのための
簡単レシピ

34

1人分	エネルギー	たんぱく質	脂 質	食物繊維	塩 分
	49 kcal	1.3 g	1.6 g	1.9 g	0.5 g



作り方

①大根、人参は太目のせん切りにして、ひたひたのだし汁で茹でる。

②ごぼうは太目のせん切りにして、水に浸けアクを抜き、レンジにかける。

③白ゴマは油が出るまですり、酢、だし汁、砂糖、しょう油と合わせ、和え衣とする。

④材料の水気を切り③で和える。

材料 (4人分)

大 根		120g
人 参		60g
ごぼう		60g
だし汁		適量
白ゴマ		小さじ4杯
酢		小さじ4杯
だし汁		小さじ4杯
砂 糖		小さじ3杯
しょう油		小さじ2杯

Point

生活習慣病の予防に効果的な食物繊維が補給できます。ごぼうはレンジにかけることで、ごぼうの味と香りがしっかり残ります。

■ 問い合わせ ■
保健福祉課健康推進班
☎6987

人めぐり逢

すがわら はるいち
菅原 春一さん

昭和25年生まれ
丘町1丁目



先月号の菊池さんからめぐって、菅原さんにお逢いました。

『菊池さんとは、自衛官時代3年間程ほど菊池さんの下で一緒に仕事をしました。平成16年に退官しましたが、自衛官ではこれまで営繕業務を担当し、30歳頃には木工部も経験。この時に木の持つ「ぬくもり」「あたたかさ」を感じ、現在の木工おもちゃ作りのキッカケに。糸鋸等ある作業場も3年半かけ自分で建設。フォトフレームから動物、看板までいろいろ作っており、オーダーに応じての製作も。人とのつながりで頼まれる事も多く、人とのつながりの輪が広まるのがうれしいですね。ただ、木工での似顔絵製作も時々頼まれますが、人顔はとても苦労します。特に丸顔の方は特徴を出すのに大変で…。今は、食事と就寝以外ほとんど作業場で木工製作をしています、好きで始めた事なので、時間が過ぎて行くのが本当に早いですね。』

家庭教育シリーズ【236】

『今、大人に必要なこと・・・』

江幌小学校長 日下 順雄

日照り続きのため水が枯れてしまいました。病気の母が水を欲しがるとを見て、幼い娘が水を探しに“ひしゃく”を持って出かけました。探し疲れて、草の上に寝てしまい、ふと目を覚ますと“ひしゃく”に水が入っていました。娘も喉が渴いていたので思わず飲もうとしましたが、母が待っていることを思い出し、家に向かって走り出しました。途中で水を欲しがっている子犬に出会いました。そこで、子犬に水を飲ませると、“銀のひしゃく”に変わりました。やっと家に着いて、母に水を差し出すと「お前が飲みなさい」と言いました。すると“ひしゃく”は“金”に変わりました。その時、貧しい身なりの旅人が来て、水を欲しがりました。“ひしゃく”を渡すと、零れた水がダイヤモンドになりました。（トルストイ「北斗七星」より）

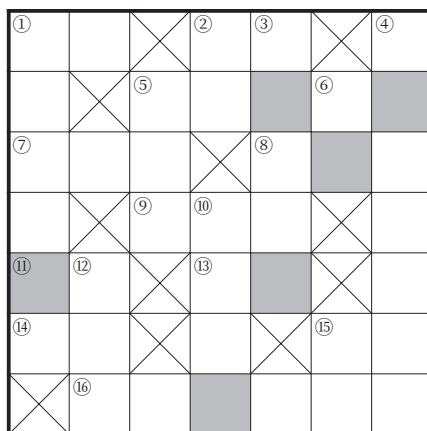


親・我が子・家族・友人等、誰彼かまわぬ痛ましい殺人事件が頻発する昨今。我々大人に緊急に求められていることは、自分の非をしっかりと見つめ、他に責任を転嫁せずに、周囲の人に優しい行動を取ることをの範を示すことではないでしょうか。

タテのカギ

- ①今年赴任した〇〇・〇〇〇〇 A E Tと英会話をしませんか？
- ②ストップ事故死。交通安〇〇。
- ③人間には内臓脂肪と〇〇〇〇〇の2つの脂肪があります。
- ④本町も次の選挙から18人→14人になります。
- ⑤本の表紙が傷付かないようにします。〇〇〇カバー。
- ⑥秋、自分の生まれた川をさかのぼって卵を産みに。卵はイクラに。
- ⑩容疑者の身柄を拘束することなく、事件に関する調書だけを検察庁に送ること。〇〇〇〇送検。
- ⑫山頂から一面に広がって海のように見える雲の事。〇〇〇イ。
- ⑮晴天を祈って軒下につるします。テルテ〇〇ウズ。

ふあみりーパズル



■を並べてひとつの言葉をつくりましょう。

ヨコのカギ

- ①十勝〇〇温泉郷で秋を満喫。
- ②正しいかどうかを論じる事。〇〇を問う。
- ⑤11月3日～5日、第43回上富良野町総合〇〇〇〇〇を開催します。
- ⑦平熱よりわずかに高い熱。
- ⑧合格を目指して受けます。入学、入社〇〇〇。
- ⑨カ〇〇〇ウチョウ。料理で、食べやすいように、材料の裏側に包丁で切れ目を入れること。
- ⑪国民健康保険、〇〇人保健の一部が10月に改正されました。
- ⑬〇〇祥明さんの講演会が10月28日、かみんで開催します。
- ⑭毎日、町営バスを〇〇行しています。
- ⑮国保へ〇〇アップ事業の参加者を募集。
- ⑯秋の〇〇〇〇〇〇運動。火事に気をつけましょう。

今月号の答えは、11月号に掲載します。

9月号の答えは『コウヨウマツリ』でした。

がん検診

問合せ・申込み
保健福祉課 ☎ 6987

種類	日程	対象	検診料
胃がん検診	11月16日(木) 6:00~6:30 7:00~7:30 8:00~8:30 9:00~9:20	30歳以上	69歳以下 1,500円
			70歳以上 750円
大腸がん検診	11月16日(木) 6:00~9:00	40歳以上	69歳以下 1,000円
			70歳以上 500円

※70歳以上は、昭和12年4月1日以前生まれの方です。

かみん

どっと com 通信

2006.10月

保健福祉総合センターかみん
(大町2丁目8番4号)
保健福祉課 ☎ 6987 FAX ☎ 5788
地域包括支援センター ☎ 6533
社会福祉協議会 ☎ 3505 FAX ☎ 5499

糖尿病・心臓病・脳血管疾患など生活習慣病が増えています。
6月のミニドック健診、7月の住民健診を受けなかった皆さん、
10月27日(金) は、今年最後の **住民健診** です！

◎健診会場：かみん

〔問合せ・申込み〕保健福祉課 ☎ 6987

日程	健診内容	対象	健診料
住民健診 10月27日(金) 9:00 ~ 11:00 13:00 ~ 15:00	・循環器健診 (計測、血圧測定、血液検査)	20~39歳以下 ※国保以外の方は 申込みが必要です	1,000円
	・循環器健診 (計測、血圧測定、尿・血液検査、眼底検査、心電図) ・肺がん検診 (胸部レントゲン) ・生活機能評価 (65歳以上)	40歳以上	69歳以下 2,000円 70歳以上 1,000円 (生活保護世帯の方は 無料です)
	当日受付 希望者のみ ・前立腺がん検診 血液検査(P S A検査)	50歳以上の男性	1,700円 ※当日会場で領収します
出勤前に! 申込み必要 セット健診 10月27日(金) 6:00 ~ 6:20 7:00 ~ 7:20 8:00 ~ 8:15	・循環器健診 ・肺がん検診 + ・胃がん検診 (バリウム検査) ・大腸がん検診 (2日排便・潜血検査) ・前立腺がん検診	40歳以上	69歳以下 4,500円 70歳以上 2,250円 (生活保護世帯の方は 無料です)

※6月に送付した問診票等を使いますので、記入してお持ちください。

※病院で定期的に検査をしない方、職場の検診や他の機関で健診を受けなくなった方は、住民健診のご案内をいたしますので連絡ください。

※個人情報の取扱いについては、健診関係機関とともに法令等を遵守しています。

※70歳以上は、昭和12年4月1日以前生まれの方です。

『内臓脂肪型』肥満の改善を応援します

ヘルスアップ事業ってなに？

この事業は、厚生労働省からの補助で生活習慣病の予防と改善を目的とした健康づくり事業です。

肥満、高血圧、高脂血症、耐糖能異常(糖尿病)などの生活習慣病予備軍(要指導域にある方)にある方を対象に、身体状況、生活習慣に応じた健康相談等を行い、参加者の身体状況の変化、生活習慣の改善を図り、心疾患や脳血管疾患の発症を予防するための事業です。

どのような内容なの？

①各種検査・測定

開始前(自分の身体を知る)→3か月後(変化をみる)

- ・血液検査(インスリン値など)
- ・内臓脂肪面積測定(腹部CT検査)
- ・その他(体力年齢測定など)

②週2回 水中運動で脂肪燃焼

- ・有酸素運動で脂肪燃焼
- ・筋力アップで基礎代謝を高め、太りにくい体をつくる

③内臓脂肪をためない食べ方

- 食べ方を確認してみましょう。
- ・食生活相談

参加できる人は？

- 1 国民健康保険被保険者の方
- 2 65歳未満の方
- 3 腹囲径測定で男性85cm以上、女性90cm以上の方
- 4 心疾患、脳血管疾患の既往のない方
- 5 3か月間の教室に参加継続できる方
- 6 事業効果の評価、分析の資料作成のため、検査・測定データを利用することに同意いただける方

開催日時・募集人数は？

開催日時 11月中旬～2月下旬 3か月間

週2回の1時間程度

募集人数 昼・夜の部 各20人

〔昼の部〕 10時30分～ 火、木曜日

〔夜の部〕 19時～ 水、金曜日

開催場所 保健福祉総合センターかみん

参加料はいくら？

- ・かみんプールを利用し水中運動をしますので、利用券が各自負担になります。
- ・腹部CTなどの検査にかかる料金の一部として2,000円必要になります。

参加申込み方法は？

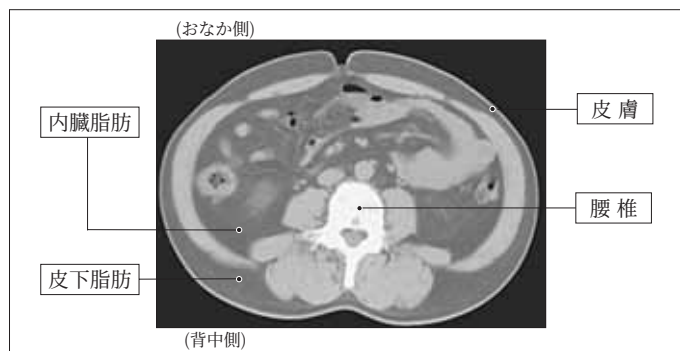
保健福祉総合センターかみんに参加申込書がありますので、必要事項を記入して、保健師(保健福祉課健康推進班)まで、参加申込書を提出してください。

申込み期限は、10月31日(火)までに

その他

- ・参加希望者が多数の場合は、身体状況により参加者を決定させていただきます
- ・11月中旬に、参加決定者を対象にした事業説明会を開催します。
- ・詳しくは、保健福祉課健康推進班④ / 6987まで、お問い合わせください。

危険な内臓脂肪？
人間には皮下脂肪と内臓との間に溜まる内臓脂肪があります。内臓脂肪は皮下脂肪に比べて、狭心症、心筋梗塞、脳卒中をまねく危険な存在です。内臓脂肪が蓄積することで、「高血圧」「高脂血症」「高血糖」を引き起こし、このような状態をメタボリックシンドロームと言います。



ヘルスアップ事業で健康づくりを
お腹周り男性85cm以上 女性90cm以上は
『内臓脂肪型』肥満の疑いがあります

その他の影響？
内臓脂肪が溜まると、それによって横隔膜が押し上げられ、肺の酸素を取り込む量が減少します。つまり体内で脂肪を効率よく燃焼できなくなってしまう、太りやすく痩せにくい体質になってしまふのです。また、生活習慣病全般に加え、乳がん、子宮がんなど様々な病気を引き起こす危険性があるので

メタボリックシンドロームとは？
生命にかかわる病気を発症させやすいメタボリックシンドローム。その判断方法は、お腹周り男性85cm以上、女性90cm以上で、かつ次の3つの内、2つ以上該当するとメタボリックシンドロームの疑いがあります。
・血圧130/85以上
・空腹時血糖110以上
・中性脂肪150以上、またHDLコレステロール40未満

お忘れなく

免許更新時講習

町民生活課生活環境班

ℓ 6985

優良講習(30分)

▼10月13日(金) 13時

富良野地域人材開発センター

▼10月20日(金) 13時

消防北署2階 大会議室

▼11月6日(月) 13時

富良野地域人材開発センター

▼11月13日(月) 18時

中富良野町公民館

▼11月15日(水) 13時

富良野地域人材開発センター

一般講習(1時間)

▼10月25日(水) 13時

▼11月6日(月) 14時

▼11月24日(金) 13時

いずれも富良野地域人材開発センター

違反等講習(2時間)

▼10月25日(水) 14時30分

▼11月10日(金) 13時

いずれも富良野地域人材開発センター

初回講習(2時間)

▼10月13日(金) 14時

▼11月15日(水) 14時

いずれも富良野地域人材開発センター

センター

※お手元に届く「運転免許証更新連絡書」で確認の上、受講前に必ず免許更新手続きを警察署で行ってください。

問合せ 富良野地方交通安全協会 ℓ 20110

実施します

消火器の無料点検

上川南部消防事務組合北消防署 ℓ 2119

『家の消火器は定期的に点検をしていますか?』

消火器は皆さんにとって一番近くにある消火器具です。

一般家庭には、消火器の設置や点検の義務はありませんが、いざという時に初期消火ができるように設置することが望ましいです。

今年も一般家庭の消火器を対象とした無料点検を行ないます。古い消火器の廃棄処分も行ないますので、この機会にお持ちください。

日時 10月21日(土) 10時~15時

場所 ダイイチスパー駐車場

※薬剤の詰替え、修理は有料になります。

※詳しくは、上川南部消防事務組合北消防署まで、お問合せください。

火の用心



秋の火災予防運動

上川南部消防事務組合北消防署 ℓ 2119

10月15日~31日

『消さないで』

あなたの心の

注意の火

この時期は、暖房機器の使用等により火災が発生しやすくなります。

火災の発生を防止し、焼死者や財産の損失を防ぐため10月15日(日)から10月31日(火)まで、秋の火災予防運動が実施されます。

期間中、20時にサイレンを吹鳴しますので、火の元をもう一度確認してください。

国民年金

旧年度の免除等の申請が10月まで延長されました!

国民年金制度は20歳から60歳までの長期にわたり加入していただく制度であるため、一時的に経済的理由で保険料が納付できない場合は、保険料免除(一部免除)または納付猶予、納付特例される制度があります。

今年度に限り、下記のとおり国民年金保険料の免除(一部免除)及び納付猶予、納付特例について、申請期限が、平成18年10月末まで延長されました。

申請をされていない方は、この機会に手続きを行ってください。

『全額・半額免除 及び 若年者納付猶予』

・平成17年4月~平成18年6月までの期間で承認と認められる期間が対象となります。

『学生納付特例』

・平成17年4月~平成18年3月までの期間で承認と認められる期間が対象となります。

- ※ 各免除制度には所得審査があります。
- ※ 申請には、年金手帳・印鑑・学生は在学証明書か学生証を持参ください。
- ※ 申請・お問合わせは、住民窓口班で受付けています。

国民年金を受け取るためにも、保険料をきちんと納めましょう。

旭川社会保険事務所(国民年金ダイヤル) ℓ 0166-271611、町民生活課住民窓口班 ℓ 6985

◎住宅防火

命を守る7つのポイント

1 3つの習慣・4つの対策

○3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

○4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災報知器を設置する
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる



募集します

住民講座

富良野地域人材開発センター

TEL 2619

▼ワード上級コース

罫線を使った表の作成と書式

設定を習得します。

日時 11月1・8・10・15日

(水・金)18時30分～20時30分

定員 10名

受講料 6千円

▼エクセル初級コース

数値、項目の入力と修正の仕方、四則演算、罫線による表を習得します。

日時 11月17・22・24・29日

(水・金)18時30分～20時30分

定員 10名

受講料 7千円

▼年賀状作成コース

年賀状ソフトを使い、年賀状作成をします。

日時 11月1・8・10・15日

(水・金)18時30分～20時30分

定員 10名

受講料 7千円

▼デジタルカメラ写真整理・印刷コース

ウインドウズXPに対応しているカメラを持つている方を対象に写真の整理と印刷、保存方法を習得します。

日時 11月17・22・24・29日

(水・金)18時30分～20時30分

定員 10名

受講料 7千円

講習会場 いずれのコースも

富良野地域人材開発センター

(富良野市西麻町1番1号)

※いずれのコースも定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください。

受診しましょう

インフルエンザ予防接種

保健福祉課健康推進班

TEL 6987

インフルエンザの流行は初冬から春先に多く見られます。

予防するには、流行前に予防接種を受けることが、最も有効です。

そこで、今年も予防接種法に基づいてインフルエンザ予防接種を行います。

発病、重病化を予防するためにも、ぜひこの機会にお受けください。

対象

①接種日の満年齢が65歳以上の方

②60歳から65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能又は、ヒト免疫不全ウイルスにより

免疫の機能に障害のある方で

日常生活が困難な方

実施期間

11月1日から12月31日までの

各医療機関の実施日

(事前にご確認ください)

料金 1千365円(税込)

☆町内の医療機関で受けられます。かかりつけ医師のもとで受けましょう。

☆電話などで早めに予約してください。

※対象以外の方については、任意の予防接種として医療機関で接種することができます。

ただし、料金は全額自己負担となります。

お知らせ

小学校新入学児童の健康相談

教育振興課 学校教育班

TEL 6699

平成19年度、小学校に入学されるお子さんを対象に、内科検診、歯科検診、健康相談などを行います。

対象者 平成12年4月2日から

平成13年4月1日までに生まれたお子さん

日時 10月26日(木)～27日(金)

9時30分、10時30分、13時30分

※いずれも受付は15分前から

場所 社会教育総合センター

※保護者の方には各時間帯別で案内しています。

※詳しくは、教育振興課学校教育班まで、お問合せください。

い。

広告を掲載しませんか

広報かみふらのでは、掲載いただける有料広告を募集しています。

サイズ・掲載料(1回につき)

4.5cm× 8.5cm 5,000円

4.5cm× 17.5cm 10,000円

発行日 毎月10日・25日(休日の場合は直前の平日)

申込み・問合せ 町民生活課自治推進班 TEL 6985

広告を掲載しませんか

広報かみふらのでは、掲載いただける有料広告を募集しています。

サイズ・掲載料(1回につき)

4.5cm× 8.5cm 5,000円

4.5cm× 17.5cm 10,000円

発行日 毎月10日・25日(休日の場合は直前の平日)

申込み・問合せ 町民生活課自治推進班 TEL 6985

お知らせ

北海道最低賃金

北海道労働局労働基準部
☎011-709-2311

「ねえみんな

この金額に目を留めて！」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道（地域別）最低賃金が、次のとおり改正されます。

○最低賃金額

・時間額64円

○効力発生年月日

・平成18年10月1日

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

特定の産業（乳製品、糖類製造業、鉄鋼業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、船舶製造・修理業、船体ブロック製造業、舟艇製造・修理

業）で働く者には、北海道の産業別最低賃金が適用されます。

詳しくは、北海道労働局労働基準部又は最寄の労働基準監督署におたずねください。

労働保険適用促進月間

旭川労働基準監督署
☎0166-5101

『雇ったら、入る』

労働保険適用促進月間

労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）加入する義務があります。

労働保険は、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、政府が直接管理運営している強制的な保険です。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、個人・法人にかかわらず労働者を1人でも雇用する事業について加入義務づけられております。

日々雇用者やパート・アルバイトなどであっても保険の対象となります。

労働者が安心働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに加入手続きをしてください。

問合せ先

・旭川労働基準監督署

☎0166-516101

・ハローワーク旭川

☎0166-510176

・ハローワーク富良野

☎24121

納税推進強化月間

上川支庁納税課
☎0166-5100

10月は、道税の

納税推進強化月間です

上川支庁では、10月を納税推進強化月間として、自動車税、個人事業税などの未納者に対する、預貯金・給与・自動車等の財産差押を実施しています。

まだ、納税されていない方は、お早めに納税してください。

なお、日中納税できない方のために、次のとおり夜間・休日納税窓口を開設しますので、ご利用ください。

当日は、納税相談も受付しております。

夜間納税窓口

10月26日（木）18時～21時

休日納税窓口

10月29日（日）9時～17時

場所 上川支庁納税課

（旭川市永山6条19丁目）

※納税のご相談は、上川支庁納税課まで、ご連絡ください。

検察審査会制度

旭川検察審査会

☎0166-516290

検察審査会は、検察官がある犯罪を裁判にかけなかった場合に、その犯罪の被害にあった人やその遺族、犯罪を告訴・告発をした人からの「あんな悪いことをしたのに処罰されないのはおかしい。調べてほしい。」といった申し立てに基づいて、裁判にかけた方がよいかどうかを調査するところです。

あなたの周りに、悩んでいる人はいませんか。検察審査会はそのような方の相談にのつています。秘密は堅く守られますし、申し立て審査等の費用は、一切掛かりません。

検察審査会では、11人の審査員がこの審査をします。審査員は選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれることになっています。

あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときは、町民の代表として、この仕事にご協力をお願いします。

詳しくは、旭川地方裁判所内（旭川市花咲町4丁目）の旭川検察審査会まで、お問合せください。

広告を掲載しませんか

広報かみふらのでは、掲載いただける有料広告を募集しています。

サイズ・掲載料（1回につき）

4.5cm×8.5cm 5,000円

4.5cm×17.5cm 10,000円

発行日 毎月10日・25日（休日の場合は直前の平日）

申込み・問合せ 町民生活課自治推進班 ☎456985

広告を掲載しませんか

広報かみふらのでは、掲載いただける有料広告を募集しています。

サイズ・掲載料（1回につき）

4.5cm×8.5cm 5,000円

4.5cm×17.5cm 10,000円

発行日 毎月10日・25日（休日の場合は直前の平日）

申込み・問合せ 町民生活課自治推進班 ☎456985

内閣総理大臣 表彰されました

安全功労者 内閣総理大臣表彰

會田義寛さん 東町4丁目（74歳）



山岳救助警備隊として永年にわたる安全登山の推進及び山岳遭難救助活動に尽力された功績により、山岳安全の分野で7月1日の国民安全の日安全功労者内閣総理大臣表彰されました。

環境省 表彰されました

自然公園指導員自然環境局長表彰

佐藤 忍さん 東2線北27号（66歳）

自然公園指導員として永年にわたり動植物の保護自然環境の美化清掃並びに利用者の事故防止など適正な利用の推進に寄与された功績により、7月21日に自然公園指導員自然環境局長表彰されました。



『振り込め詐欺』『架空請求』『契約トラブル』

“あなたを狙う” 身に覚えのない請求に注意を

身に覚えのないものなら、書かれた連絡先には絶対に連絡しないようにしましょう。脅しめいた請求をされたり、住所や氏名以外の新たな情報を漏らすことになりかねません。ただし、裁判所からの特別送達（訴状と口頭弁論の呼出状の入った封書）については、無視すると欠席裁判となり敗訴になってしまいますので、消費相談窓口や弁護士に相談をしましょう。

←突然こんなハガキが：

※パターン2

総合消費料金未納分訴訟最終通告書
訴訟番号 (イ) 000000-00号

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」について通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡がない状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。このまま連絡無き場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局

万一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい
裁判取り下げ最終期日 本書到達後平日3日以内
03-000-000（訴訟管理課）平日9:00～18:00

〒000-0000 東京都〇〇〇〇
民事訴訟通達〇〇〇〇

※パターン1

民事訴訟最終告知
管理番号 (00) 000-00-0000

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、又は運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

当局は原告側からの訴訟通達、訴訟の妥当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するものではありません。予めご了承下さい。

訴訟問題及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局管理課職員までお問い合わせ下さい。以上をもちまして最終通告とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成00年00月00日

〒000-000 東京都〇〇〇〇
法務省管轄法人 〇〇訴訟管理事務局
0120-000-0000（総務課）
受付窓口 平日9:00～18:00

身に覚えのない請求はハガキではありません。

「インターネットのアダルトサイトなどにアクセスただけで登録になり、高額料金を請求された」というインターネットに関するトラブルの相談も多く寄せられています。

また、訪問販売での商品の購入に関するトラブルの相談も後を絶ちません。

訪問販売で買った場合については、クーリング・オフという制度があり、期間内であれば契約を無条件で解除することができます。

消費生活に関する事で「しまった」「困った」と思ったら、1人で悩まずに、ご相談ください。

問合せ 富良野市消費生活センター ☎ 1166

上富良野町役場 町民生活課生活環境班 ☎ 6985

『地域に貢献 社会に貢献 土地活用』～10月は「土地月間」です～

土地基本法に基づき、適正な土地利用を図りましょう。大規模な土地取引には、届出が必要です。都市計画区域内 5,000㎡、都市計画区域外 10,000㎡以上の土地取引を行なう際は、届け出をお願いします。

◎問合せ 企画財政課企画振興班 ☎ 6980



秋の季節は、太平洋高気圧の勢力が弱まり、低気圧や前線が北海道付近を通るため、天気は周期的に変わります。

台風による大雨や暴風の災害に警戒を必要とするのも、この季節です。

●大雨とは

- ・1時間の雨量が30^ミ以上の雨を気象用語で『大雨』といいます。
- ・「バケツをひっくりかえたような雨」で、見る間に地面の水量が増してくる雨です。

●集中豪雨

- ・狭い地域に、短時間に大量の雨が降る現象で、突然に発生し、10～20分間の鋭い降り方を強弱まじえてくりかえし、大量に降ります。
- ・気象用語の「大雨」よりもっと多量の雨で、災害を大きくする雨です。

●都市化と水害

- ・舗装などで都市化が進んだところでは、雨水は地表面を低い方へ流れ、短時間で河川の増水が始まります。
- ・また、下水道の整備、農業用水の発達で雨水は短時間で河川に集められ、その増水はスピードアップします。
- ・これが都市や都市化の進んだ地域での河川の氾濫となります。

●豪雨の災害

- ・「土砂災害」を引き起こします。
- ・地表の土砂や岩が崩れ落ちる現象で、各地に発生しています。予測は極めて困難です。

①「土石流」

- ・土石と水が一体となって落ちる現象。「山津波」「鉄砲水」といわれたりします。
- ・その前ぶれとして、山鳴り・木立の裂けるような音、ドンというような音などがします。また、雨が降り続けているのに、川の水が急に減り始めたりする現象があります。

②「地すべり」

- ・粘土などのすべりやすい層を境に、その上の土がそっくり動き出す現象。
- ・その前ぶれとして、地面にひび割れができたり、一部が陥没したり隆起します。

③「斜面崩壊」

- ・崖の斜面が突発的に、急速にくずれてくる現象。
- ・その前ぶれとして、小石がパラパラと落ちる、崖に裂け目ができる、崖から水が湧き出てくるなどがあります。

■大雨が降り出したら■

大雨、洪水、台風などの状況をテレビ、ラジオなどで気象情報や災害情報でチェックしましょう。

危険を感じたら自主的に避難ができるように心がけてください。



町へ

◎高橋真知子さん（栄町1丁目）から教育振興に役立ててくださいと、50万円を

◎荒田政一さん（泉町2丁目）から公共施設整備資金として、200万円を

社会福祉協議会へ

◎高橋真知子さん（栄町1丁目）から夫・英勝さんの死去に際し、10万円を

◎下岡高士さん（新町3丁目）から妻・アヤ子さんの死去に際し、3万円を

◎久保トシ子さん（東1線北21号）から夫・榮さんの死去に際し、3万円を

◎吉河典英さん（旭町1丁目）から祖母・ちよさんの死去に際し、10万円を

◎桑田勝則さん（西2線北27号）から義父・成田 認さんの死去に際し、2万円を

◎千葉 克さん（中町1丁目）から母・美代子さんの死去に際し、10万円を

◎たれば会から福祉に役立ててくださいと、2万円を

上川南部北消防署へ

◎石田多喜子さん（南町2丁目）から夫・清二さんの死去に際し、消防施設整備資金として、10万円を

町職員人事

新規採用（10月1日付）

〔町立病院 看護師〕

上坂 治佳

岩井 昌子

広報誌に掲載されている写真は、希望者に差し上げています。ご希望の方は、ご連絡ください。

総務課 情報管理班

☎ 456400



●人のうごき●

平成18年9月30日現在
()は前月比

人口	12,393人	(+10)
男	6,319人	(+3)
女	6,074人	(+7)
世帯	5,389世帯	(+14)

編集後記

■十勝岳の紅葉は、朝・夕の寒暖の差が大きくなると一段と美しくなります。でも、見頃の時期は短く、地元の方でも、なかなか見ることができません。これからは、紅葉に初雪が描く癒しの風景です。温泉に入って、心と身体をリラックスしてみませんか。自然の恵みに感謝(すずき)

■「秋」といえば、食欲、スポーツ、読書を連想しますが、皆さんは何を？読書といえば「朝読」の学校が増えています。読書により集中力が増し、頭も活性化するそうです。本は心のビタミン剤、いろんな発想や見識に触れてより広い世界に。まずは広報を読む習慣に(はやしした)

■発行・編集／

上富良野町役場 総務課 情報管理班

TEL0167456400 FAX016745362

〒071-0596

北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番

■ホームページアドレス／

[http://hp.town.kamifurano.hokkaido.jp/\(行政\)](http://hp.town.kamifurano.hokkaido.jp/(行政))

[http://hp2.town.kamifurano.hokkaido.jp\(交流広場\)](http://hp2.town.kamifurano.hokkaido.jp(交流広場))

[http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp\(観光\)](http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp(観光))

■Eメールアドレス／

johohan@town.kamifurano.lg.jp

■通巻／569号

■印刷／(有)上富印刷

1200 この広報誌は、資源リサイクルのため、古紙混入率100%の再生紙を使用しています。



おおむね2歳から就学前のお子さんを「わが家のアイドル」コーナーに掲載しませんか？自薦・他薦を問わず、募集しています。

総務課 情報管理班 ☎456400



たかはし りん しょう
高橋 凛ちゃん・聖くん
(2歳1か月)・(3歳6か月)

辰文さん・しのぶさんの子(東町4丁目)

聖は乗り物とご飯が大好き！凛はお兄ちゃんのお気に入りのおもちゃと果物が大好きです。春から、キッズママに通っていますが、少し内弁慶かしら。元気モリモリ、仲良し兄妹です！

いしづか かずき たいが るな
石塚 一騎くん・大河くん・瑠奈ちゃん
(5歳2か月)・(3歳1か月)・(6歳11か月)

章さん・宏美さんの子(南町3丁目)

病気もすぐ移ってしまうほど、仲良し姉弟。毎年キャンプに出かけるので、一緒に遊ぶのは、役割分担の「焼肉ゴッコ」。大好物はお母さんが作ったカレーライスとチョコレート！



かみふっこギャラリー



きむら りお
木村 莉緒ちゃん

(平成12年生まれ・旭町4丁目)

おだんごをつまみぐい。お腹がいっぱいになって、ゴロツトねころがり月を見ているのかな？心温まる作品になりましたね。

(長野先生)



『おつきみ』



おおぬま すずか
大沼 涼香ちゃん

(平成12年生まれ・東町5丁目)

「かくれておだんご見ているんだ！」と楽しそうに作ってました。たぬきの体を縮めている所が、上手に表現できましたね。

(長野先生)



『おつきみ』



—上富良野町図書館—

ふれんど通信

開館時間

10:00～18:00 (月曜日・祝日は休館)

問合せ TEL ☎ 3158

FAX ☎ 3562

「伝えたい北海道の物語」形成事業

～よみがえった かみふらの村～

僕達、私達 絵本をつくりました！！ 制作：西小4年十勝岳組

北海道企画振興部が実施している「伝えたい北海道の物語」形成事業に、9月2日と16日の2日間、図書館や開拓記念館を利用し、西小学校4年生15名が絵本づくりに取り組みました。

この事業は、道内各地で語り継がれている言い伝えや生活史を、地域に住んでいる人達が改めて掘り起こし、絵本という形で残すことにより次世代へ継承し地域づくりにつなげる事業です。

当町は大正15年の泥流災害から80周年を迎え、町内の小学4年生が上富良野の歴史について勉強をしていることから、西小学校4年生が十勝岳の爆発、そして泥流に埋もれた水田が先人の苦労と努力により、緑豊かな姿に戻るまでを絵本にしました。

9月2日は、7歳で被災した清野ティさんから当時の状況を聞き取り、図書館で物語の作成と脚色を行い、16日は、北海道東海大学教授の馬淵悟さんを迎え、図書館ボランティア「ぐるんぱ」も参加して、下絵づくりと着色の作業を行い、17頁にわたる絵本をつくりあげました。

※作成した絵本は、道庁のホームページでデジタル絵本として3月に紹介される予定です。

一生懸命作成に取り組んだ、西小学校4年生の井口鉄雄さんと河合優花さんにお話を聞きました。



◎井口鉄雄くん「清野さんの話を聞いて、十勝岳の恐ろしさが良くわかったので、これからは、避難訓練をしっかりとやります！あと下絵を描いたり色をつけたりするのに時間がかかって大変だったけど楽しかったです。」

◎河合優花さん「清野さんのお話を聞いて、大正15年の爆発の凄さが良く分かりました。お話を聞いてどんな絵にするか考えるのが難しかったけれど、ボランティアのお姉さん達が優しく教えてくれて楽しかったです。」



～駒大苫小牧高校野球部の軌跡～

図書館入り口左側に、2004年深紅の優勝旗が初めて津軽海峡を渡ったあの夏から、今年の甲子園決勝再試合までの駒大苫小牧高校野球部の活躍、そして数々の甲子園の名場面集などを集めた特別コーナーを設けています。

朝日新聞、北海道新聞の切り抜きで作ったスクラップ集、甲子園Heroes、甲子園優勝物語などとりそろえておりますので、ぜひ図書館へお越しの上ご覧ください。

～ 10月の新刊書案内 ～

一般書

- ・八月の路上に捨てる
- ・ひとつ灯せ 大江戸怪奇譚
- ・行方不明者
- ・雨女
- ・ぼくだけの☆アイドル
- ・風の墓碑銘 (エピタフ)
- ・本朝金瓶梅
- ・名もなき毒
- ・ヘヴンリー・ブルー「天使の卵」アナザーストーリー
- ・氷の人形 (アイス・ドール)

- 伊藤 たかみ
- 宇江佐 真理
- 折原 一
- 沢田 ふじ子
- 新堂 冬樹
- 乃南 アサ
- 林 真理子
- 宮部 みゆき
- 村上 由佳
- 森村 誠一

- ・くものニイド
- ・バオバブ アフリカの大きな木
- ・いのちの いろえんぴつ
- ・おはようオオカミおやすみえんコヒツジ
- ・デモナータ 3幕 スローター
- ・おみやげはきょうりゅう
- ・まじょねこびびごしゅじんさまはどこ！？
- ・王子さまとドラゴンたいじ！！
- ・おひめさまパンやさんになるまだらめ
- ・ももいろ荘の福子さん ぼんたネコババの巻

児童書

- ポプラ社
- アートン
- 教育画劇
- くもん出版
- 小学館
- あかね書房
- 金の星社
- ポプラ社
- ポプラ社
- ポプラ社

生涯学習情報

問合せ・申込み
社会教育総合センター
☎ 5511

自主企画芸術鑑賞事業のご案内

大谷大学作曲科教授木村雅信氏と8人の女流アーティストを招き、民族楽器を混成したクラシックコンサートを開催します。

と き 平成18年10月29日(日)

開 場 13時30分 開 演 14時

ところ 保健福祉総合センター
かみん多目的ホール

主 催 自主企画芸術鑑賞事業実行委員会

入場料 一般 1,300円(当日1,600円)
65歳以上1,000円(当日1,300円)

小・中・高校生600円
(当日900円)

※チケットは、社会教育総合センターで販売しています。

食育文化講演会&試食会

健康で楽しく充実した生活を送るために欠かすことのできない、“食”をテーマに、文化講演会と試食会を開催します。

と き 平成18年11月11日(土)

ところ 上富良野町公民館大ホール

【第1部】

文化講演会 10時～12時

講師に増田修一氏(高田幼稚園園長)を招いて、“食”をテーマとした講演会を開催します。入場料は無料です。

【第2部】

料理試食会 12時～14時

上富良野の食材を使った料理の試食会を開催します。参加料は500円です。

※チケットは、社会教育総合センターで販売しています。

第43回総合文化祭のご案内 11月3～5日

社会教育総合センターで11月3日から5日までの日程で開催します。一般展示、芸能発表、町民コンサートのほか、各種公演が行われます。“芸術と文化の秋”にふさわしく、楽しめる内容を企画しています。たくさんの方のご来場をお待ちしています。

◎総合展示会

と き 11月3日(金)～5日(日) 9:00～21:00

※5日は町民コンサート終了まで

ところ 社会教育総合センター アリーナほか



◎各種催物・・・会場は社会教育総合センター及び

各「公演」は、保健福祉総合センターかみん多目的ホールで開催します。

11/3(金) 表彰式、アイヌ文化体験ワークショップ

小さな音楽会、町民ダンスの集い

「イージー☆라이어」イレブンナイン公演

11/4(土) 和太鼓ワークショップ(講師:安政太鼓)

狂言ワークショップ 芸能発表【主催:文化連盟】

体験コーナー【町民茶会・書道・七宝焼・手作り石鹸】

「日本の歌や踊り太鼓と獅子舞」民族歌舞団こぶし座公演

「狂言」公演

11/5(日) フリーマーケット、町民コンサート、体験コーナー【刃物砥ぎ】

「琴アルメリア」公演

11/3(金)～5(日) 郷土館特別展示、子ども遊びの広場

※時間等詳細については、10月30日の新聞折込と社会教育総合センター等にあるチラシをご覧ください。

☆☆大募集☆☆ お待ちしてます!

*町民作品展・・・あなたの作品を展示してみませんか?

内容 1人1作品(絵画・手芸等どんな作品でも結構です)

*小さな音楽会・・・あなたの音楽の特技を披露してみませんか?

内容 楽器演奏、独唱、コーラス、郷土芸能等

対象 小学生以上の方

*フリーマーケット・衣類や部屋の片隅に眠っているものを、販売してみませんか?

内容 スペースの都合により、20区画を受付ます。

申込期限 10月27日(金)まで

申込・問合せ 社会教育総合センター ☎ 5511

※搬入・搬出は各自で行っていただきます。



11月1日～
12月31日まで

参加レンダー

社 ... 社会教育総合センター
公 ... 公民館
武 ... 武道館

11/3～5 第43回総合文化祭 社

11土 文化講演会&試食会 10時～ 公

18土 スポーツ選手ふれあい指導者事業バドミントン教室 社

25土 落語口演会 18時30分～ 武

26日 長なわとび大会 9時～ 武

12/3日 町民玉入れ大会 社

26火 もちつき交流会 社

27～29 社会教育総合センターアリーナワックスがけのため、全面使用できません。



まなびの輪

2006 **10** 月号

～親はなれ ぼくらで暮らした 4日間～



9月27日(水)から30日(土)の3泊4日の日程で、公民館を利用して小学校4年生から6年生25名が参加し、わくわく合宿が開催されました。

公民館から各学校へ通学し、集団生活を通じて協調性を養い、寝食をともにしながら異学年、異学校の仲間づくりや地域の大人との交流を経験することを目的に行われました。

初日の27日(水)に、子ども達が学校から元気な声で“ただいま”と帰ってくると、“お帰りなさい”と地域の大人達(大西邑子さん、静谷文子さん)や教育委員会職員が迎え、合宿が始まりました。

合宿では、生活班と食事班に分かれ、清掃や食材の買い出し、調理などが行われ、普段、家で大人がしてくれている食事の支度や後片付けなどすべてを自分たちの手で行い、慣れないことだらけの中で、仲間と協力し合い真剣な表情で取り組んでいました。

また、合宿中にもものがたり文化の会の大西さんが講師になり、俳句に取り組み、登下校や生活の中で、子ども達が感じたことや思ったことをそのまま、『5・7・5』の句の中におさめました。子どもならではの発想と個性が出ていて、子どもの目線や感受性に驚かされることばかりでした。

子どもたちが詠んだ『句』から

玉ねぎが	なぜか私を	なかすんだ	ゆきな
そうじ中	雨がやんで	にじが出た	銀次
車での	思いはつもり	今日ここで	友梨
よるの町	光がはなして	にぎやかだ	順哉

29日(金)の最後の夜はパーティを企画し、英語指導助手ダナ・ビゲロウが講師になり、カナディアンクッキングを取り入れ、参加者の保護者を招き、日頃の感謝の気持ちを込めて、自ら作った料理をふるまいました。

保護者からの感想は「家にいないと静かになった」「家で部屋をちらかす人がいない」など、家での子どもの存在が大きいことに改めて感じていることが話されていました。4日間を通じて参加した子ども達は、合宿中で時間が経つにつれ、一つひとつ成長し、仲間意識が高まっていく姿が見受けられました。

参加した中西 茜さん(東中小4年生)と藤田 陸さん(西小4年生)に感想を聞きしました。



○中西 茜さん「違う学校の子と友達になれてとてもたのしかったです。班の役割で、班長をすることになり、班をまとめられるか心配でしたが、なんとかできてがんばれたと思います。お母さんがしてくれていることの苦勞が少しわかりました。また参加したいです。」

○藤田 陸さん「ぎゅうぎゅう詰めの車で、みんなで学校に行ったことや遊んだこと、あと寝るとき少し遅くまで、しゃべっていたことが楽しかったです。掃除や料理を作ることの大変さがわかりました。」

